

令和7年度
フェリシアこども短期大学
自己点検・評価報告書

令和8年6月

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	13
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	16
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	22
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	32
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	39
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	44
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	48
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	57
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	57
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	67
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	68
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	73
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	73
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	75
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	76
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公開]	78

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価の基準に基づき、フェリシアこども短期大学における令和 7 年度の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8(2026)年 6 月 30 日

理事長

百瀬 義貴

学長

百瀬 志麻

教授

相澤 京子

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人明泉学園およびフェリシアこども短期大学(旧名称 鶴川女子短期大学)の沿革は下記年表のとおりである。

< 学校法人の沿革 >

昭和 19 年 3 月 15 日	財団法人蒲田女子商業学校設立
昭和 26 年 3 月	法令により財団法人蒲田女子商業学校を学校法人明泉学園に名称変更
昭和 35 年 1 月 5 日	明泉学園設置 百瀬泰男 初代理事長兼学園長に就任
昭和 35 年 9 月 10 日	鶴川高等学校、鶴川女子中学校認可
昭和 35 年 9 月 11 日	鶴川高等学校校舎竣工
昭和 36 年 3 月 5 日	学校法人明泉学園の学園歌・学生歌・校章を制定
昭和 36 年 4 月 1 日	鶴川高等学校開校
昭和 47 年 3 月 31 日	鶴川女子短期大学附属幼稚園設置認可
昭和 47 年 4 月 1 日	鶴川女子短期大学附属幼稚園開園松井三男初代園長就任
昭和 59 年 3 月 29 日	東京商工経済専門学校設置認可
昭和 59 年 4 月 1 日	東京商工経済専門学校開校
昭和 59 年 12 月 14 日	明泉学園寮(現:フェリシア三輪)竣工
平成 2 年 5 月 12 日	明泉学園創立 30 周年記念式典開催
平成 2 年 12 月 31 日	創立者百瀬泰男理事長逝去
平成 3 年 1 月 5 日	百瀬和男学長 第 2 代理事長・学園長に就任
平成 3 年 1 月 19 日	百瀬泰男前理事長学園葬
平成 4 年 4 月 25 日	明泉学園相模湖セミナーハウス竣工
平成 23 年 3 月	鶴川高等学校新校舎落成
平成 23 年 4 月 1 日	鶴川こども園鶴川女子短期大学附属 開園

平成 27 年 3 月 31 日	鶴川こども園鶴川女子短期大学附属 認定返上
平成 30 年 4 月 1 日	鶴川フェリシア保育園 開設
平成 31 年 4 月 1 日	成瀬フェリシア保育園 開設
令和 2 年 4 月 1 日	鶴川幼稚園鶴川女子短期大学附属から認定こども園フェリシア幼稚園フェリシアこども短期大学附属に名称変更、幼稚園型認定こども園へ移行
令和 2 年 4 月 1 日	鶴川女子短期大学からフェリシアこども短期大学に名称変更
令和 3 年 8 月 1 日	百瀬和男理事長辞任により百瀬義貴第 3 代理事長就任
令和 3 年 4 月 1 日	鶴川高等学校女子普通科に総合コース・保育コース設置
令和 5 年 4 月 1 日	鶴川高等学校からフェリシア高等学校に名称変更
令和 7 年 4 月 1 日	児童発達支援事業所 フェリシアにじいろルーム 開所

<短期大学の沿革>

昭和 38 年 3 月 1 日	理事会において鶴川女子短期大学設置の件可決
昭和 39 年 5 月 5 日	町田市三輪の土地に短期大学用地を購入、造成に着手
昭和 42 年 6 月 30 日	鶴川女子短期大学用地造成、短期大学校舎 1 号館竣工
昭和 43 年 2 月 3 日	鶴川女子短期大学竣工設置認可
昭和 43 年 4 月 1 日	鶴川女子短期大学開学 松井三男初代学長就任 幼稚園教諭の養成開始
昭和 43 年 12 月 10 日	保母資格取得を厚生省(旧)より認可
昭和 44 年 7 月 20 日	短期大学図書館、視聴覚等、教室第二期建設完了
昭和 44 年 12 月 10 日	鶴川女子短期大学校舎第 2 号館竣工
昭和 53 年 4 月 20 日	鶴川女子短期大学第 3 号館及び体育館竣工
昭和 54 年 4 月 30 日	鶴川女子短期大学第 5 号館竣工
昭和 58 年 4 月 1 日	松井学長逝去により百瀬泰男理事長第 2 代学長就任
平成元年 4 月 1 日	百瀬泰男学長辞任により百瀬和男第 3 代学長就任
平成 2 年 4 月 1 日	教職課程認定
平成 2 年 5 月 12 日	明泉学園創立 30 周年記念式典開催

平成 2 年 12 月 31 日	創立者百瀬泰男理事長逝去
平成 3 年 1 月 5 日	百瀬和男学長 第 2 代理事長・学園長に就任
平成 3 年 1 月 19 日	百瀬泰男前理事長学園葬
平成 4 年 4 月 25 日	明泉学園相模湖セミナーハウス竣工
平成 10 年 3 月 4 日	短期大学創立 30 周年記念道路完成
平成 12 年 4 月 1 日	教職課程認定
平成 19 年 4 月 1 日	図書館システム稼働
平成 22 年 4 月 1 日	教職課程認定
平成 23 年 3 月 24 日	第三者評価受審(平成 22 年9月)「適格」と判定
平成 26 年 4 月 1 日	事業所内保育施設どんぐりはうすを開園 (令和 2 年度まで)
平成 28 年 9 月 1 日	学生ポータル(学修支援システム)の運用開始
平成 29 年 3 月 10 日	第三者評価受審(平成 28 年9月)「適格」と判定
平成 29 年 4 月 1 日	幼児教育学科より国際こども教育学科に学科名称変更 専攻科(1 年課程)「国際こども教育専攻」設置
平成 31 年 4 月 1 日	教職課程認定
令和元年 8 月 31 日	鶴川女子短期大学大学校舎改築工事 新校舎建設部分 竣工
令和 2 年 4 月 1 日	フェリシアこども短期大学に名称変更 入学定員変更 150 名から 130 名へ
令和 2 年 9 月 1 日	フェリシアこども短期大学 新校舎外構竣工
令和 3 年 4 月 1 日	男女共学となる
令和 4 年 4 月 1 日	百瀬和男学長辞任により百瀬志麻第 4 代学長就任
令和 6 年 3 月	第三者評価受審(令和 5 年 10 月)「適格」と判定

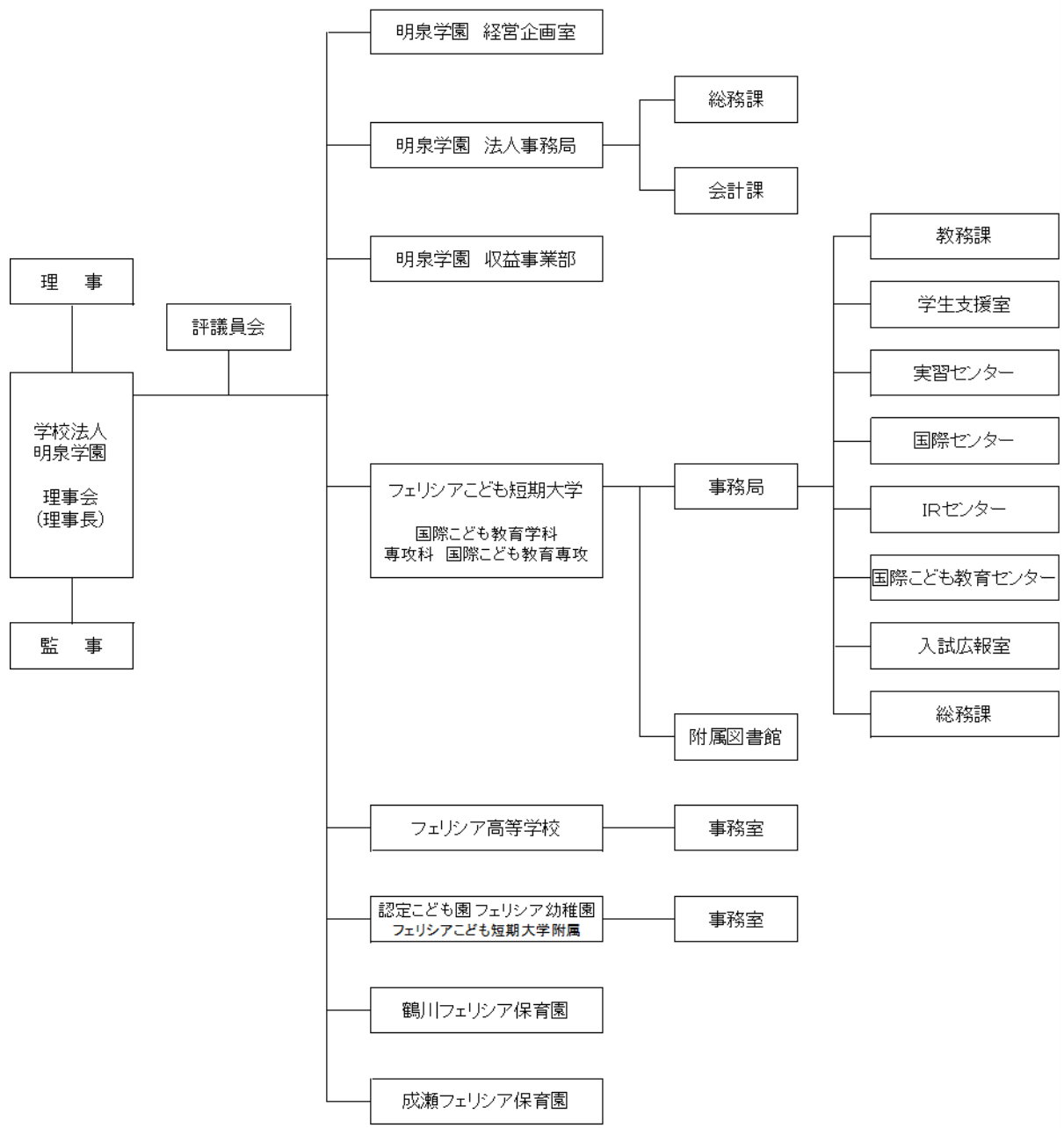
(2)学校法人の概要

令和 7(2026)年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
フェリシアこども短期大学	東京都町田市三輪町 1135	130 人	260 人	179 人
フェリシア高等学校 (令和 5 年 4 月より鶴川高等学校から名称変更)	東京都町田市三輪町 122-12	280 人	840 人	603 人
認定こども園フェリシア幼稚園 フェリシアこども短期大学附属	東京都町田市三輪町 122	—	320 人	162 人
鶴川フェリシア保育園	東京都町田市三輪町 122-12	—	19 人	22 人
成瀬フェリシア保育園	東京都町田市南成瀬 5-1-12 SK ビル 1F	—	19 人	22 人
フェリシアにじいろルーム	東京都町田市三輪町 168-1 フェリシア三輪 102 号室	—	10 人 (1 日あたり)	—
計			1,468 人	988 人

* 認定こども園の利用定員は、年度により異なる。

(3)学校法人・短期大学の組織図 令和 7(2026)年 5 月 1 日現在



(4)立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

本学の位置する東京都町田市は東京都の南端にあり、半島のように神奈川県に突き出ている。多摩丘陵の西部から中央部を占める位置に立地しており、市制は昭和 33(1958)年 2 月 1 日に施行され、東京都で 9 番目に生まれた都市である。町田市はバリアフリー、ユニバーサルデザインを基本理念として、すべての人が安全で安心してずっと住み続けることができるまちづくりの実現に向け、第 4 次町田市福祉のまちづくり推進計画を策定している。

(単位:人)

	町田市	三輪町	川崎市麻生区	横浜市青葉区
令和3(2021)年1月1日	429,152	6,647	180,857	311,009
令和4(2022)年1月1日	430,385	6,596	178,514	311,146
令和5(2023)年1月1日	430,831	6,680	178,547	309,281
令和6(2024)年1月1日	430,380	6,559	180,492	308,085
令和7(2025)年1月1日	429,907	6,660	183,500	311,200

学生の入学動向:学生の出身地別*人数及び割合

地域	令和3 (2021)年度		令和4 (2022)年度		令和5 (2023)年度		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
東京都	88	73.3%	89	70%	68	67%	65	61%	28	38%
神奈川県	21	17.6%	26	20.5%	25	25%	28	26%	35	47%
それ以外	11	9.1%	12	9.5%	9	9%	13	11%	11	15%
合計	120	100%	127	100%	102	100%	106	100%	74	100%

*学生の出身高校の所在地

● 地域社会のニーズ

長年、町田市では0～2歳児の待機児童問題が課題となっており、その問題に役立てようと、小規模保育園として鶴川フェリシア保育園を平成30(2018)年に、成瀬フェリシア保育園を平成31(2019)年に開園した。その効果もあつてか、町田市「令和5年(2023)年4月認可保育所等入所待機児童数状況」から、令和5(2023)年4月の待機児童数は30人と、大幅に減少してる。保育士・幼稚園教諭の求人も依然として多く、継続的にニーズが高い状況である。

学生の通学は、最寄りの小田急線鶴川駅を利用し、路線バスによる本学までの便が確保されている。また、小田急線柿生駅からは徒歩通学も可能である。小田急線は、町田駅ではJR横浜線、新百合ヶ丘駅は小田急多摩線に接続し、登戸駅ではJR南武線、下北沢駅では井の頭線の乗り換えができる。また、東急田園都市線の市が尾駅からバスの便などもあり、鶴川駅周辺のバス路線も多く、通学の利便性に優れている。また、令和4(2022)年、多摩都市モノレール延伸計画についての発表があった。多摩センター駅から町田駅まで延伸されると、多摩地域や立川方面からの交通の利便性も良くなることから、更なる学生数確保が期待される。

公共交通機関以外にも新校舎利用開始後は、自転車通勤だけではなく、自動二輪・自動車通学も認め、学生の通学の利便性に配慮している。

● 地域社会の産業の状況(町田市ホームページより)

町田市の産業を大きく分けると、商業、工業、農業の3つに分類することができます。

1. 商業

市の産業の大部分を占めるのは商業であり、JRや小田急町田駅周辺などの中心市街地(原町田地区)には多数の店舗が存在しています。それは、江戸時代後期に原町田地区は「絹の道」と呼ばれる産業交通路の拠点となり、「二の市」「六の市」が立ち、栄えたことが原点となっています。2021年の経済センサスによると、卸売・小売業の年間商品販売額は、4,846億4,500万円となっており、多摩26市では八王子市、立川市に次いで第3位となっています。

2. 工業

工業においては、立地条件の有利性として「東名高速道路が近く、都心に近い」「川崎や相模原等の工業集積地に近い」等が挙げられますが、水資源に恵まれないこともあり、中小規模事業者が多く、大規模企業が少ないことが特徴です。

3. 農業

農業においては、生産者と消費者の距離が近いという都市農業の特徴を活かし、新鮮な農産物を供給しています。農業従事者は高齢の方が多く、2020年農林業センサスによると、農業就業人口の平均年齢は64.7歳となっています。また、農地は開発の進行に伴って長期的な減少傾向にあります。

● 短期大学所在の市区町村の全体図(町田市ホームページより)



● 町田市全体図における本学所在地
(ホームページ「町田・相模大野(駅)周辺の暮らし情報」より)



(5)課題等に対する向上・充実の状況
以下の①～④は事項ごとに記述してください。

① 令和 5 年度短期大学認証評価の結果における三つの意見への「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
〔テーマ A 教育課程〕 シラバスにおいて、15 週目を定期試験としており授業の実施・評価に関し不適切な点がみられるので、シラバス内容の確認を組織的に行い、改善が望まれる。	2023 年度よりすべての科目において、15 週授業とし、定期試験は別に実施した。 シラバス内容の確認は、全専任教員と教務委員会において、確認をしている。	15 週目に定期試験を行う授業はなくなった。

② 上記以外で、改善を図った事項について
特になし

③前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改前後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応 (「早急に改善を要すると判断される事項」)	(b) 改善後の状況等
なし	

④評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄付行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況

(a)指摘事項	(b)履行状況
なし	

(6)公的資金の適正管理の状況(令和 7(2025)年度)

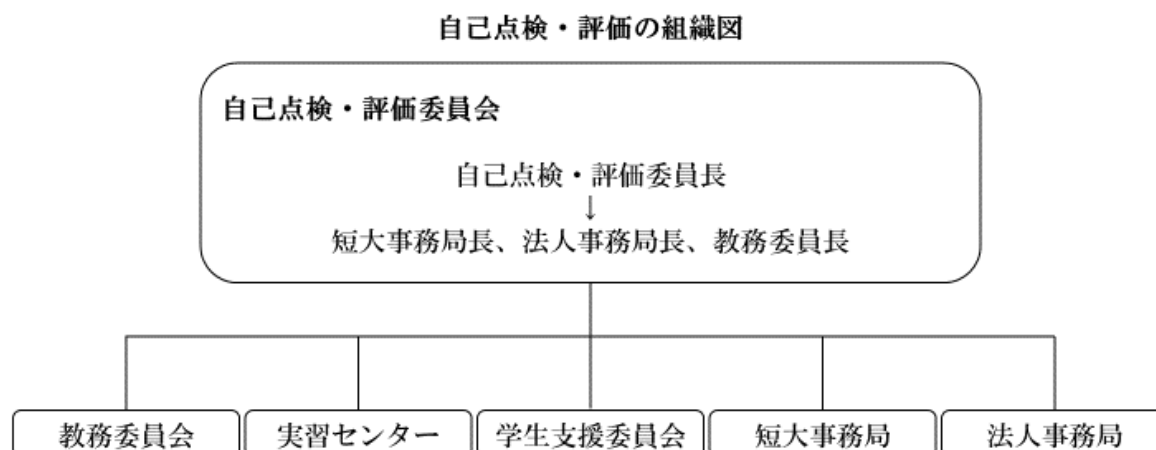
公的資金の適正管理の方針は、「研究活動公正化推進規程」「研究活動にかかる不正防止規程」を定め適切に管理している。令和 7(2025)年度は研究倫理順守のための取組みとして全教員が日本学術振興会の研究倫理 e ラーニングを受講した。

2. 自己点検・評価の組織と活動

● 自己点検・評価委員会(担当者・構成員) 令和 8(2026)年 5 月 1 日現在

	氏 名	役 職	担 当
委員長	相澤 京子	学科長 教授	基準Ⅰ・Ⅱの取りまとめ
委員	宮盛 邦友	教授	
委員	萩原 典之	短大 事務局長	
委員	青木 麻希子	短大 教務課長	基準Ⅲの取りまとめ
委員	倉島 清隆	法人	基準Ⅳの取りまとめ

< 自己点検・評価の組織図 >



本学では、毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、HPに掲載しており、令和5(2023)年度には、「令和4(2022)年度 自己点検・評価報告書」を作成し、一般財団法人大学・短期大学基準協会による令和5年度短期大学認証評価の結果、令和6(2024)年3月8日に『適格』と認定された。

● 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

令和8(2026)年1月	FS会にて、認証評価の趣旨、及び自己点検報告書の第4クールの変更点と執筆要領を説明し各項目の執筆について全教職員に依頼。
令和8(2026)年2月～3月	基準Ⅰ～Ⅳを全教職員で分担して執筆。
令和8(2026)年4月～5月	基準Ⅰ～Ⅳの内容について自己点検委員会で確認作業。 備付資料の確認。
令和8(2026)年6月	最終確認を自己点検委員会でおこない、「令和7(2025)年度自己点検・評価報告書」完成。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式 5－基準Ⅰ

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料

学生ハンドブック 2025

キャンパスガイド

Web サイト「建学の精神・教育理念」

https://www.felicia.ac.jp/introduction/about_us.html

学則 令和 7(2025)年 4 月 1 日施行

提出資料-規程集

なし

備付資料

「愛の教育 附・一日一想」

東京都保育士等キャリアアップ研修

フェリシア高等学校との高大連携講座総合スケジュール

鶴川地区協議会ウォーキングツアー 案内チラシ

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1の現状>

本学の「建学の精神」、および「教育理念」は以下のとおりである。

「建学の精神」

本学の建学の精神の基幹を成すのは、「愛の教育」である。創立者百瀬泰男は、クリスチャンとして禁酒運動や伝道活動に尽力し、長く教育に携わってきた。その体験から、いかなる教育方法も「キリストの愛」に比較すればきわめて低い割合の値打ちしかないことを悟り、「愛の教育」をもって建学の精神としたのである。

著作「愛の教育 附・一日一想」(備付-1)の巻頭に収められている「愛は苦行である、だが人生最大のいのちである」という一文は「愛とは何か」を端的に示している。「愛」とは神そのものであり、慈悲であり、仁であり、犠牲である。「愛」は神の無償の姿を示し、親から子への愛に通ずる。よって、本学では「神の愛」をもって教育や活動を行い、社会に貢献できる人材の育成を目指すものである。

また、以下の「愛の教育 一日一想」は教育において大切なこととして、自己自身への目覚め及び人格の陶冶を示している。

きのうのわれを省み、
 神の恵み、天地の恵み、父祖の恩義を思う。
 今日の日、汝の徳性に覚め、
 今日の日、汝の希望に生き、
 今日の日、汝の敬愛に活く、
 今日の日、汝の思想を深め、
 今日の日、汝の軀を鍛え、
 今日の日、汝の知能を磨き、
 今日の日、汝の情操を培い、
 今日の日、汝の意志を固く、
 今日の日、汝の技能を研ぎ、
 今日の日、愛の教育に根ざし、
 尊い汗と美しい涙を忘れず、
 キリストの示す灯のように、この人生になにものかの光を点ずる。

「教育理念」

「教育」は健全な次世代育成のための重要な営為である。とりわけ乳幼児期は、その後の人格形成の基盤をなし、希望と愛をもって生きる姿勢を育てる上で重要である。本学は、乳幼児の心身の発達を真に理解し、保育技術を体得した保育者を養成する専門の短期大学として誕生した。創立以来、本学の教育理念は以下の柱を持つ。

- ・本学では、自分がどのような人生を送りたいかを主体的に選択する自己覚知を支援すると同時に、教育・福祉の専門知識を活かして、家庭にあっても社会にあっても、世界にあっても、自分のおかれた環境に地歩を固め、自分らしく生きることができる力をもった人材を育成したい。

- ・優れた乳幼児教育者とは、乳幼児の心身の発達についての広範な知識と確かな保育技術を有するものである。「今日の日、汝の敬愛に活く」と建学の精神にある通り、教育とは何より愛をもって成されるべきであり、優れた保育者の資質として、乳幼児を愛情深く慈しみ見守ることのできる「人格」を育てることが重要と考える。学生一人ひとりの魂の奥底に根ざしている神的なもの、聖なるものの成長を助け、自己への目覚めと隣人への愛を開花させることを支援したい。

「建学の精神」の「愛の教育」とは「神の愛」をもって教育や活動をおこない、「社会に貢献できる人材の育成」を目指している。どのような人材を育成するのかを「教育理念」から抜き出してみると「自己覚知ができる」、「自分らしく生きることができる」、「乳幼児を愛情深く慈しみ見守ることができる」

る「人格」を育てる」などが例示されている。このことから、「建学の精神」は保育者を養成する具体的内容として「教育理念」を明確に示している。

また、学則(提出)第1条には「本学の教育は、教育基本法、学校教育法及び「愛の教育」の実践を目指す建学の精神に則り、乳幼児教育者を養成し、グローバル化に対応できる人材育成を目的とする。」のように建学の精神に基づいた本学の目的を明記している。

「建学の精神」が示す「社会に貢献できる人材の育成」は教育基本法第一条「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」の内容と同義である。また「社会に貢献できる人材の育成」は私的個人の活動ではなく、民主的な国家及び社会の形成者の育成という公共性を示している。また、私立学校法第一条「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」が示すように本学は、「愛の教育」をもって教育や活動をおこなう私立学校としての特性を持ちながら、「社会に貢献できる人材の育成を目指す」という公共性も有している。

以上のことから、「建学の精神」は、本学の自主性を備えつつ教育基本法および私立学校法に合致したものであり、法に基づいた公共性を有している。

学内外に向けた建学の精神の表明については、ホームページ(提出)、学生ハンドブック(提出)、キャンパスガイド(提出)に掲載し、またオープンキャンパスにおいても全体の説明会で、受験希望者および保護者にも解説している。

学内における建学の精神の表明および共有として、新入生向けの教務オリエンテーションだけでなく、初年次教育科目かつ卒業必修科目である「キャンパスライフデザイン」の授業テーマとして扱うなど、建学の精神である「愛の教育」を認識できるよう努めている。さらに、学生が毎日教室へ向かう途中に設置されたガラス張りの学園資料展示室に掲示されており、視覚的にも認識できるようになっている。その結果、建学の精神に対する理解度を令和 7(2025)年度 1 年生に 5 月時点で尋ねた結果、下表のとおり約 9 割が「理解できた」または「やや理解できた」と回答しており、ほとんどの学生は入学後の早い段階において、本学の建学の精神を理解しているといえる。

「建学の精神」について、理解できましたか？ 《令和 7(2025)年度入学者 74 名中回答者 68 名、回答率 91.8%》		
	回答者数	割合
理解できた	35	51.5%
やや理解できた	26	38.2%
どちらともいえない	4	5.9%
あまり理解できていない	1	1.5%
理解できていない	2	2.9%
計	68	100%

さらに、非常勤教員に対しては、FD・SD 研修会において、理事長より「建学の精神」についても解説をおこなったり、専任の全教職員が関わる自己点検・評価報告書の作成を通して建学の精神は定期的に確認をおこなっている。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

＜根拠資料＞

提出資料

キャンパスガイド

学生ハンドブック 2025

Web サイト https://www.felicia.ac.jp/pdf/2025_Syllabus.pdf

令和 7(2025)年度 シラバス

カリキュラムマップ

提出資料-規程集

なし

備付資料

就職先アンケート

卒業後フォローアップアンケート

監事による教学監査報告書

FD・SD 研修会資料

学生ヒアリング記録

高等学校との協議記録

産業界との協議記録

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-1 の現状＞

教育目的・目標は、本学の建学の精神に基づき以下のように確立している。国際こども教育学科にふさわしい知・情・意・体・技を教育目標とし、これらを総合的に伸ばしていくことで、バランスの良い、共感性豊かな学生の育成を目指している。教育目標は次のとおりである。

【知】 社会生活に必要な教養と保育者としての確かな知識を身につける。

【情】 豊かな感性と愛の心を育てる。

【意】 自分を知り、自らの人生を選び取る意志の力を育てる。

- 【体】 健全な心と丈夫な体を育て、規則正しい生活習慣を身につける。
 【技】 保育者としての実践的な技能を身につける。

教育目的・目標は、学外に向けてホームページ(提出)や、キャンパスガイド(提出)において周知している。さらに、入学後の学生には学生ハンドブック(提出)を配付し、教務オリエンテーションにおいて説明し、理解を促している。

教職員には教授会、FS 会(教職員全員参加)および FD・SD 研修会の機会を捉えて教育の目的・目標の確認をおこなっている。また、新任教員には、実務に入る前に、建学の精神・教育の理念とともに教育目的・目標について教務委員長が詳しく説明し、認識を深めた上で教育ができるようにしている。

学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握するとともに、本学の人材養成が地域・社会の要請に応えているかについて、就職先(幼稚園・保育園、こども園、施設)にアンケート(備付)を送付し、どのような保育者を求めているかを毎年調査している。調査結果に基づき、教育目的・目標を定期的に検討する機会を設けている。「採用するにあたって、何を重視するか」「求める人物像」「就職前に身につけてほしい能力」などの質問項目の回答を分析し、在学生にその結果をフィードバックしている。その他、学園の監事による教学監査においても、教育目的・目標に基づいた教育実践がおこなわれているか、定期的に点検している(備付)。

【区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の建学の精神の根幹をなすのは「愛の教育」である。創立者百瀬泰男の著作『愛の教育一日一思』(備付)の巻頭に収められている「愛は苦行である、だが人生最大のいのちである。」という一文は、「愛とは何か」を端的に示している。本学では「神の愛」をもって教育活動をおこない、「愛」をもって社会に貢献できる人材の育成を目指している。この建学の精神に則った「教育及び活動の目的」「教育の目標」に基づいた学習成果を令和 3(2021)年度に明文化し、以後、ホームページ(提出)や学生ハンドブック(提出)等で内外に表明している。

建学の精神 「愛の教育」	
教育及び活動の目的 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨、並びに「愛の教育」の実践を目指すという建学の精神に則	学生の学習成果 (Learning Outcomes)

り、高等学校教育の上に、一般教養と専門的知識・技能を教授研究し、グローバル化に対応できる乳幼児教育者を育成することを目的とする。

乳幼児期は、自然な生活の流れの中での体験を通して、人格形成の基礎を培う。生活習慣と遊びとが豊かな体験として展開されていく。その心身の発達を促し、助けていくことに保育者が関わる。クリスチャンの故百瀬泰男は『愛の教育』を著し、キリスト教の信仰を基盤として学園を設立した。建学の精神には、「今日この日、汝の敬愛に活く。」等が示されている。聖書の「愛によって互いに仕えなさい。隣人を自分のように愛しなさい。」(ガラテヤ 5 の 13・14)が背景にある。

教育目標

【知】 社会生活に必要な教養と保育者としての確かな知識を身につける。

【情】 豊かな感性と愛の心を育てる。

【意】 自分を知り、自らの人生を選び取る意志の力を育てる。

【体】 健全な心と丈夫な体を育て、規則正しい生活習慣を身につける。

【技】 保育者としての実践的な技能を身につける。これらを総合的に伸ばしていくことで、バランスの良い、共感性豊かな人材を育成することを目標とする。

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「愛の教育」の基に、社会に貢献できる人材の育成を目指すものである。現場に即応する保育者になるため、学科の教育課程(専門教育科目、教養科目)の学習を通じて、次の5つの身に付けるべき学習成果(Learning Outcomes)を獲得する。

【LO1】

保育・幼児教育及び子育て支援の専門的な知識を身につけている。

【LO2】

子どもや子どもが育つ環境に高い関心を持ち、論理的に考察するとともに適切に判断し実践する力を有している。

【LO3】

保育・幼児教育及び子育て支援の専門的な知識に基づいた技能、表現力を有している。

【LO4】

保育・幼児教育及び子育て支援の課題解決に向けて主体的に学び続ける意欲を持っている。

【LO5】

他者との円滑なコミュニケーションをはかりながら、協働して保育者の資質の向上を志向している。

また、卒業した学生の学習成果は、毎年、「就職先アンケート」(備付)や「卒業後フォローアップアンケート」(備付)で確認し、その結果をホームページで公表している。また、学生に対しては授業内で学生に結果をフィードバックしている。

本学の学習成果は令和 3(2021)年度に明文化され、令和 4(2022)年度以降、自己点検・評価委員会が中心となり、学校教育法第 108 条第 2 項に定められた短期大学の目的「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」に照らした点検を定期的におこなっている。

【区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
 - ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

(3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。

(4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

①入学受入れの方針は、学習成果に対応している。

②入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

③入学受入れの方針は、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学は令和 2(2020)年度に、こどもの“しあわせ”、自らの“しあわせ”、社会の“しあわせ”を探究できる保育者になってほしいという想いを込め、“しあわせ”という花言葉を持つ花の名前を用いたフェリシアこども短期大学に学校名を変更し、令和 3(2021)年度より共学化した。これを機に三つの方針を一体的に見直し、令和 2(2020)年度より新しいポリシーのもと、教育活動を展開している。ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーは、学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性)との関係性を具体的に示している。

ディプロマ・ポリシーの 5 つの要素を達成するために、カリキュラム・ポリシーではカリキュラム構成の骨子となる、次の 6 つの柱を設定して示している。すなわち、【8 つの領域】【教養科目】【専門教育科目】【言語に関する科目】【資格・免許取得】【時間割編成】のそれぞれの柱でそれぞれの柱で具体的な内容を明示している。特に、【8 つの領域】の中のの中の教育・保育の本質と目的に関する科目はディプロマ・ポリシー①、人間の理解に関する科目はディプロマ・ポリシー②④、世界の教育・保育に関する科目はディプロマ・ポリシー①③、表現技術・基礎技能に関する科目はディプロマ・ポリシー③、言語に関する科目はディプロマ・ポリシー③、教育・保育の内容・方法に関する科目はディプロマ・ポリシー①②③④⑤、実習・実践・研究に関する科目はディプロマ・ポリシー①②③④⑤、教養に関する科目はディプロマ・ポリシー④⑤と強く関連している。

本学では、カリキュラムマップ(提出)を活用し、それぞれの授業と三つの方針との関連性を意識づけるようにしている。カリキュラムマップではディプロマ・ポリシー達成のためにカリキュラムがどのように組み立てられているのかが示されており、特に【8 つの領域】における学習の時期とカリキュラム相互の関連性が一体的に明示されている。

国際こども教育学科 三つの方針

【ディプロマ・ポリシー】

本学では、学則に定める教育の目的に基づいて編成された教育課程を学修し、卒業に必要な所定の単位を修得した学生に対し、短期大学士の学位を授与する。また、ディプロマ・ポリシーに則り、成績評価の基準は学則、免許・資格取得の要件は、実習単位認定基準に明示している。

①【知識・理解】保育者として必要な教養、子どもや保育の内容・方法を理解し、基礎的な専門知識を身につけることができる。

②【思考・判断】学習した知識・技術を総合して、筋道をつけて考え、保育展開や家庭支援、課題解決に向けて適切に判断することができる。

③【技能・表現】学習した知識・技術を活用して、保育展開や家庭支援、課題解決に必要な実践・表現ができる。

④【関心・意欲】子どもや子育てに関する関心を高め、自らを省察し、主体的・意欲的に学びを深め

ることができる。

⑤【人間性・社会性】社会の一員としての自覚を持ち、他者および多様性を尊重し、協力・協働を図るとともに、深い愛情と共感性をもって他者に接したり、社会に貢献したりできる。

【カリキュラム・ポリシー】

・本学は「国際こども教育学科」の単科の大学で、保育士・幼稚園教諭などの保育者養成を目的とし、本学の「建学の精神」である「愛の教育」に則り、次のことを意図して教育課程の編成と授業展開をしている。

・本学の教育理念である「愛をもって幼児を育成する保育者の養成」の上に、保育・教育に必要な専門的知識と技術を修得するため、理論と実践の科目をバランス良く配置するとともに、保育者として実践的な行動力及び広い視野を身に付けることができるように以下の6つを柱として科目を設けている。

【8つの領域】ディプロマ・ポリシーで掲げる人物像を育成するために8つの領域を設定し、多面的な人材育成を図る。①教育・保育の本質と目的に関する科目 ②人間の理解に関する科目 ③世界の教育・保育に関する科目 ④表現技術・基礎技能に関する科目 ⑤言語に関する科目 ⑥教育・保育の内容・方法に関する科目 ⑦実習・実践・研究に関する科目 ⑧教養に関する科目

【教養科目】国際理解や日本の文化、倫理など、人間として健康に豊かに生きていくための幅広い教養科目を設置する。特に、キャリア教育は2年間を通して行い、初年次教育から社会人基礎力の育成まで一貫したひとつの科目として編成する。

【専門教育科目】乳幼児教育の原理から実践に必要な技能の修得まで、科目間の連携を図りながら、実践演習をひとつの集大成科目と位置づけ、重層的に科目を編成する。

【言語に関する科目】グローバル社会の中で活躍できる保育者の養成を目指し、正しい日本語と、実践的な英語コミュニケーション能力を修得するための科目を編成する。

【資格・免許取得】2年間で保育士資格と幼稚園教諭免許状が取得できるよう教育課程を編成し、事前・事後指導も含めて実習科目を編成する。

【時間割編成】

・乳幼児教育の専門職としての意識を高め、アクティブ・ラーニングで実践的な力を養うため、演習科目のみならず講義科目もできる限り少人数で履修できるよう時間割を編成する。

・子どもを取り巻く現代的諸問題に対する関心を高め、学習した知識・技術を総合して適切な保育・子育て支援の実践的展開や課題解決ができるように、主体的・意欲的に学びを深めるためのアクティブ・ラーニング形式の科目を多く配置している。

・社会のグローバル化にともない、多文化に対応できる国際感覚豊かな保育者養成のために海外フィールドワークなど多角的な授業展開科目を配置している。

【アドミッション・ポリシー】

本学は、建学の精神である「愛の教育」と保育者養成校としての社会的使命に基づき、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに掲げた教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に挙げた資質・能力や意欲を持った学生を受け入れる。

①【知識・理解】高等学校までの学習を通して、入学後の学修に必要な基礎的な学力を有しているとともに、基本的な生活習慣が確立している人

②【思考・判断】自ら課題を発見し、解決するために必要な力(思考力・判断力・表現力)の基礎を有している人

③【技能・表現】自分の考えを適切に表現できる能力を持つ人

④【関心・意欲】

・保育者になろうと

する意志を持ち、子どもと積極的にかかわり理解しようとする人

・日本だけでなく、海外の子どもや保育を取りまく社会の状況に関心を持っている人

⑤【人間性・社会性】

- ・建学の精神である「愛の教育」を理解し、豊かな感性と深い愛情をもって子どもの健やかな成長を支援しようとする人
- ・多様な人々と積極的にコミュニケーションをとり、協働して学ぶ態度を持っている人

専攻科国際こども教育専攻 三つの方針

【ディプロマ・ポリシー】

- ①【知識・理解】日本のみならず世界のこどもの育ちに関する専門知識と技術を習得し、日本の免許・資格を有する保育者として、グローバル市民としてのこどもと共に生きる。
- ②【思考・判断】多文化を理解し、多角的に思考し、柔軟性に富む。
- ③【技能・表現】日本語および英語をはじめとした様々な言語環境で自己表現し、こどもと響き合う
- ④【関心・意欲】世界のこどもの育ちに興味・関心を持ち、こども教育の発展を主体的に考え、探究する。
- ⑤【人間性・社会性】常に愛情をもって社会に奉仕・貢献する。

【カリキュラム・ポリシー】

専攻科 国際こども教育専攻は、本科「国際こども教育コース」の 2 年間の学びを基礎として、更なる深い学びのために以下の 6 つを柱としてカリキュラムを編成する。

- ①【8 つの領域】ディプロマ・ポリシーで掲げる人物像を育成するために 8 つの領域を設定し、多面的な人材育成を図る。①教育・保育の本質と目的に関する科目 ②人間の理解に関する科目 ③世界の教育・保育に関する科目 ④表現技術・基礎技能に関する科目 ⑤言語に関する科目 ⑥教育・保育の内容・方法に関する科目 ⑦実習・実践・研究に関する科目 ⑧教養に関する科目
- ②【教養科目】国際理解のみならず日本の文化を世界に発信するための視座を獲得するための科目を編成する。
- ③【専門教育科目】世界の乳幼児教育の実践との対話や、こどもを中心とした国際貢献まで、グローバル社会の中で生きるこどもたちと保育者について考察を深めるために、重層的に科目を編成する。
- ④【言語に関する科目】グローバル社会の中で活躍できる保育者の養成を目指し、正しい日本語と、実践的な英語コミュニケーション能力を習得するための科目を編成する。
- ⑤【資格・免許取得】日本以外の保育士資格が取得できるよう海外の協定校での教育課程を織り込み、事前・事後指導も含めて実習科目を編成する。
- ⑥【課題研究】次世代の乳幼児教育を担う実践研究者としての意識を高め、アクティブ・ラーニングで実践的な力を養うため、研究手法を習得し、課題研究をおこなう科目を編成する。

【アドミッション・ポリシー】

- ①【知識・理解】乳幼児教育に関する専門知識と経験を有する。
- ②【思考・判断】こどもの視点に立ち、柔軟な思考・判断ができる。
- ③【技能・表現】日本語および基礎的な英語によるコミュニケーションができる。
- ④【関心・意欲】広く乳幼児教育に興味・関心をもち、課題を発見し、主体的に考えることができる。
- ⑤【人間性・社会性】常に愛情を持って社会に奉仕・貢献することができる。

これら三つの方針は、カリキュラム・ポリシーは教務委員会、アドミッション・ポリシーは入試広報委員会の意見を聴取しながら、自己点検・評価委員会が組織的議論を集約して決定しているため、三つの方針を一貫性のあるものとして策定することができている。さらに、三つの方針を教職員がより深く理解するため、FD・SD 研修会において取り上げるようにしている(備付)。

三つの方針の基本的部分での大きな変更はないが、学生や受験生にとってより分かりやすく、かつ社会情勢の変化に沿ったものとするために各ステークホルダー(学生・高等学校・産業界)に対し

定期的に意見を聴取したうえで(備付)、定期的に点検している。

三つの方針はキャンパスガイド(提出)、学生ハンドブック(提出)およびホームページ(提出)等によって学内外に表明し、受験生や保護者、高等学校関係者などにも周知している。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]

＜根拠資料＞

提出資料

なし

提出資料-規程集

なし

備付資料

東京都保育士等キャリアアップ研修
フェリシア高等学校との高大連携講座総合スケジュール
鶴川地区協議会ウォーキングツアー 案内チラシ
町田市と大学等との連携に関する協定書

[区分 基準Ⅰ-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
 - ①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
 - ②地方自治体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
 - ③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-C-1 の現状＞

地域・社会に向けた公開講座として、以下の講習を実施している。

東京都保育士等キャリアアップ研修

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号)に基づき、本学でも東京都の指定を受け、平成 30(2018)年度より当研修を実施している。この研修は、「近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくこと」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

長通知)と位置付けられている。東京都の指定保育士養成施設(大学、短期大学、専門学校)は 80 施設あるが、この講習を実施している施設は 13 施設(大学、短期大学は 6 校)のみであり、本学は短期大学の養成施設として、地域の保育士の専門性向上のため、社会的に貢献しているといえる。本学の保育士等キャリアアップ研修は、平成 30(2018)年 12 月にスタートし、令和 7(2025)年度は 7 科目 28 研修開講した。各年度の開講科目、および修了者数は下表のとおりである。

開講科目	マネジメント	障害児保育	保護者支援・子育て支援	食育・アレルギー対応	幼児教育	保健衛生・安全対策	乳児保育	合計
平成 30 (2018)年	15	8	12	-	-	-	-	35
令和元 (2019)年	52	68	38	-	21	34	-	246
令和 2 (2020)年	10	34	60	21	61	-	-	186
令和 3 (2021)年	17	44	27	36	30	40	39	233
令和 4 (2022)年	10	43	31	28	41	24	36	213
令和 5 (2023)年	21	39	55	23	44	39	63	288
令和 6 (2024)年	39	67	75	78	88	44	104	495
令和 7 (2025)年	60	51	62	58	58	47	80	416

令和 7(2025)年度は全研修を 12 時間のオンデマンドと 3 時間の Zoom で実施した。まとまった受講時間を確保することが困難な保育士の受講生にとって、この形式は好評を得ている。今後も同様の形式で継続予定である。

高大連携講座

教育機関(高等学校)との連携として、本学は、保育に興味のある生徒の多いフェリシア高等学校にて高大連携講座をおこなっている。「保育者入門」などの科目を開講し高校生に保育の魅力に触れる活動を展開している(備付)。修了者は短期大学入学後に該当科目において単位認定されている。受講者数・開講科目は以下のとおりである。

【令和 3(2021)年度】167 名

保育者入門、幼児音楽入門(ピアノ)Ⅰ、幼児音楽入門(ピアノ)Ⅱ、幼児造形入門

【令和 4(2022)年度】147 名

保育者入門、幼児音楽入門(ピアノ)Ⅰ、幼児音楽入門(ピアノ)Ⅱ、

幼児音楽入門(ピアノ)Ⅲ、幼児造形入門、保育英語Ⅰ

【令和5(2023)年度】201名

保育者入門、幼児音楽入門(ピアノ)Ⅰ、幼児音楽入門(ピアノ)Ⅱ、
幼児音楽入門(ピアノ)Ⅲ、幼児造形入門、保育英語Ⅰ

【令和6(2024)年度】135名

保育者入門、幼児音楽入門(ピアノ)Ⅰ、幼児音楽入門(ピアノ)Ⅱ、
幼児音楽入門(ピアノ)Ⅲ、幼児造形入門、保育英語Ⅰ

【令和7(2025)年度】121名

保育者入門、幼児造形入門、保育英語Ⅰ

以下は、高大連携授業を高校生向けに案内した授業概要の抜粋である。

【保育者入門】

「保育者入門」では、実際に短大の授業を担当する先生が、保育のさまざまな分野の授業をおこないます。フェリシア高等学校での教室内での講義・演習のほか、短大の豊かな環境を活かした自然遊びの授業など、体験を取り入れた多様な学びを展開しています。

【幼児造形入門】

乳幼児の五感に働きかける、造形活動の基本的な知識・技能を養います。具体的に「絵に表す」では、観察力を養い描写力や手法を身につけます。「立体に表す」では、日用品や廃材を使用して素材の質感に着目しながら立体物や玩具等の制作及び材質研究をおこないます。「造形あそび」では、自然の素材等からイメージを膨らませて幼児の造形表現活動に活かします。

【保育英語Ⅰ】

保育英語Ⅰでは普通の英語学習と違い、登園する時、お弁当を食べる時、帰る時など保育の現場の様々な場面に必要な英語を学びます。英語の歌をうたったり、時にはゲームをしたりと親しみやすい授業です。社会のグローバル化で外国人の保護者やこども達が増える中、日本語が話せない方への対応が求められる場面が増えています。多様な育ちのこども達に対応できる社会人(保育者)になるために保育英語Ⅰを学んでみませんか。

鶴川地区協議会

地域の団体との連携として、本学は鶴川地区協議会に所属している。鶴川地区協議会は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の一環で、地域を支える組織として、様々な問題を共有・解決し、魅力ある地域社会づくりを目指している。

本学の活動としては、地域住民のウォーキングツアーの立ち寄り地点の一つとして、ランチ提供や施設見学会(教職員が案内)をおこなっており、令和7(2025)年度は4月11日に実施し、総勢30名の地域の方々が参加された(備付)。

地方自治体との連携協定については、町田市とは相互の資源を活用した連携を強化する目的で「町田市と大学等との連携に関する協定書」を締結している(備付)。

学生のボランティア活動については、授業科目に「サービスマーケティング」を設置することによって独自の活動を行っている。例えば、明治通り宮下パーク商店街主催の盆踊りイベント「SHIBUYA MIYASHITA PARK BON DANCE 2025」では本学の学生がブースを出展するなどのボランティア活動を行った。この他にも、「サービスマーケティング」履修学生には自主的なボランティア活動への参加を促している。教職員については、これらのボランティア参加学生の引率を行うほか、個人的にもさまざまな活動に参加している。

その他、短大の敷地の緑の手入れに関しても、近隣のNPOに発注することで、雇用創出にも繋がっていると喜ばれている。

＜区分 基準 I -C 社会貢献の課題＞

本学に対する地域からの要望は多岐にわたり増大している。そのための教職員の負担も大きくなっていることから、これらの取り組みに関する方向性を確認した上で点検を行うことにより、活動を精選しながら地域貢献していくことが課題となっている。

＜区分 基準 I -C 社会貢献の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準 I -D 内部質保証〕

＜根拠資料＞

提出資料

学則 令和 7 年(2025)4 月 1 日施行

提出資料-規程集

フェリシアこども短期大学 自己点検・評価委員会規程

フェリシアこども短期大学 履修規程

備付資料

就職先アンケート

卒業後フォローアップアンケート

自己点検報告書執筆分担表

高等学校との協議記録

フェリシアこども短期大学国際こども教育研究センター紀要第 2 号

23 能力

入学前教育(入学前課題について)

GPA 分布

履修カルテ

学修に関するアンケート

コミュニケーション力テスト

「欠席のご連絡」保護者宛レター

成績評価

実習園からの評価票

授業評価アンケート

教務委員会議事録(2022.08.23 第 12 回)

学生ヒアリング記録

〔区分 基準 I -D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

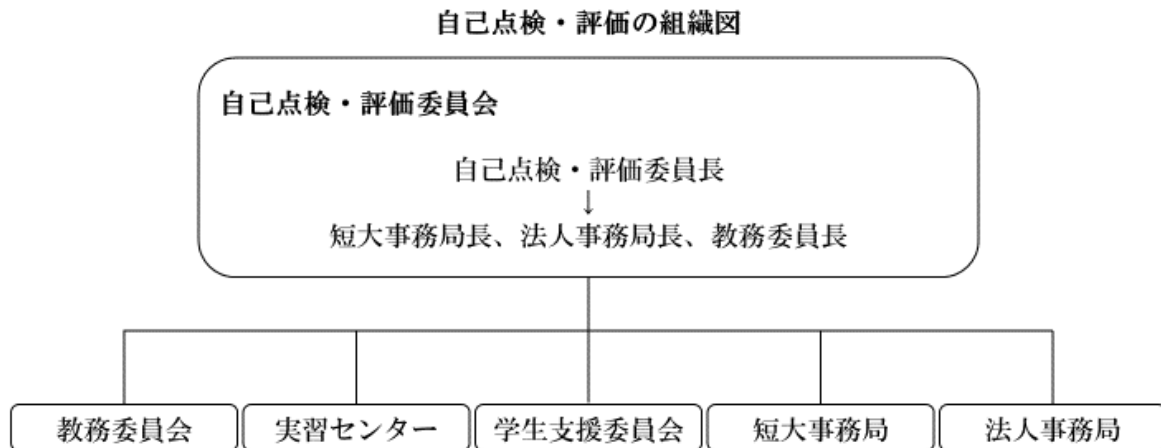
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準Ⅰ-D-1の現状>

自己点検・評価を実施するための規程は、「フェリシアこども短期大学学則」(提出)第1条の2(自己評価等)に、「本学は、その教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」とある。さらに「フェリシアこども短期大学 自己点検・評価委員会規程」(提出-規程集)においても同様の内容が示されている。

組織については、第3条1項「委員会」は次の各号に掲げる委員をもって構成する。(1)教授会委員の中から学長の指名による委員、(2)事務局長、(3)その他、学長が必要と認める者。」、2項「委員長は学長の指名によって定める。」、3項「委員会が必要と認めるときには、委員以外(学外者を含む)の出席を求め、意見を聞くことができる。」と示されている。

自己点検・評価の組織図は以下のとおりであり、自己点検・評価委員会を中心に、各委員会・部署からの意見が反映できるようになっている。



自己点検・評価委員会が中心となり、『自己点検・評価報告書』の作成、ならびに外部評価、認証機関による第三者評価等の実施に係る事項を審議している。また、全教職員が日常的に教育研究活動、学生支援、事務等の改善にあたっている。

『自己点検・評価報告書』の作成は、全教職員が執筆分担している(備付)。具体的には、評価基準に基づいた作成マニュアルに沿って、教職員(法人を含む)が基準Ⅰ～Ⅳの点検・執筆をおこない、それを自己点検・評価委員会において評価基準の観点に沿った記述であるかをチェックした上で、ホームページで公表している。この『自己点検・評価報告書』作成業務を通して定期的な業務点検・評価を行うとともに、自己点検・評価に関する共通理解を図っている。このように、自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

高等学校等の関係者の意見聴取に関しては、令和7(2025)年には神奈川県立高校を中心に4校との意見交換を行った。多くの高校から本学のアドミッションポリシーや入試制度が概ね妥当であるとの評価をいただいた。また、本学の人物重視の選考方針や、面接の配点割合が高い点についても理解が得られた。一方で、本学のアクセスの不便さに対し、サテライトキャンパスの設置についての要望も出された。

これらの意見を踏まえ、今後は、大学生活を具体的にイメージできるような情報提供の強化や、

入学後の学習サポートの充実等を検討していく必要がある。

〔区分 基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準Ⅰ-D-2 の現状>

学習成果については、機関レベル(フェリシアこども短期大学)、教育課程レベル(国際こども教育学科)、科目レベル(授業科目)において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針を基に評価・検証するための指標(アセスメント・ポリシー)を定めており、学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している(備付)。

学習成果のアセスメント・ポリシー

	入学前 (アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうか)	在学中 (カリキュラム・ポリシーに則って学習が進められているかどうか)	卒業時・卒業後 (ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうか)
機関レベル (フェリシアこども短期大学)／ 教育課程レベル(国際こども教育学科)	○選抜試験(面接・筆記試験) ○23 能力(①)	○GPA 分布(③) ○履修カルテ(④) ○学修に関するアンケート(⑤) ○コミュニケーションカテスト(⑥) ○取得単位数(⑦) ○在籍率(退学率)	○GPA 分布(③) ○履修カルテ(④) ○23 能力(①) ○コミュニケーションカテスト(⑥) ○学位取得率 ○資格取得率 ○専門職就職率 ○卒業後フォローアップアンケート(⑫) ○就職先アンケート(⑬)
科目レベル (授業科目)	○入学前教育(②)	○出席率(⑧) ○成績評価(⑨) ○実習園からの評価票(⑩) ○授業評価アンケート(⑪)	○授業評価アンケート(⑪)

※本学は単科大学のため、機関レベルと教育課程レベルの項目は重複する。

※①～⑬の概要は下に記載。「学位取得率」「資格取得率」「専門職就職率」「23 能力」「コミュニケーション力テスト」「卒業後フォローアップアンケート」「就職先アンケート」は[基準Ⅱ-B-3]に結果の詳細を記載している。

①23 能力(備付)

23 能力とは、ディプロマ・ポリシーに相当する下位尺度をもつ本学独自に開発したアセスメントテストである。入学時、卒業時に「23 能力」アンケートを実施し、保育者として必要な力が各時点においてどの程度身についたのかを確認している。結果は IR 委員会で分析している(結果の詳細は[基準Ⅱ-B-3]に記載)。

②入学前教育(備付)

入学予定者を対象に、次のような入学前教育を実施し、入学後の学生生活への適応を促している。

- 国語課題・英語課題:保育者として必要な読む力や書く力、基礎的な英語力の向上を促す
- ピアノ事前指導:保育者に必要とされるピアノの個別レッスンをおこなっている
- 読書課題:推奨図書「これだけは身につけたい 新・保育者の常識 67」を読み、保育者に求められる能力のうち、現在の自分ができること、できないことについての自己理解を深め、入学後の主体的な学習を促す

③GPA 分布(備付)

各学期の GPA 分布は、進級・卒業判定、各種表彰対象者選出の資料、奨学金継続支給判定の資料として活用している。成績低迷者に対しては担任が個別に面接指導をしている。また、GPA 分布は FD・SD 研修会において非常勤講師を含む全教員が共有しており、学生にも学修支援システムで公表している。

④履修カルテ(備付)

学生は学期毎に自身の単位取得状況や成績を確認し自己評価を履修カルテにまとめ、自己の学習の過程を確認することに役立てている。担任は履修カルテをもとに個人面談をおこなった上で所見を記載、学生の学習達成度と課題を明確にし、学生が主体的に学習に取り組めるように指導している。

⑤学修に関するアンケート(備付)

学生の学びの姿勢や意識、学習行動、学習時間等の実態を把握している。学生は日々の学習を振り返り、自身の学習行動を確認している。アンケート結果はホームページで公表している。

⑥コミュニケーション力テスト(備付)

外部の標準化されたテストを活用し、学習成果の調査・測定(アセスメント・テスト)を目的に、外部機関(株式会社ジェー・シー・シー)の「コミュニケーション力テスト」を 1 年次と 2 年次(卒業時)に実施している。本テストで保育者の資質として重要視されるコミュニケーション力を定期的に測定し、学習成果を把握している。また、学生に結果をフィードバックし、自らの学習成果を把握させている。

⑦取得単位数

学期末に取得単位数を成績表に記載し、学生、および保証人宛に郵送、取得単位状況を明確に示している。また、学生は学修支援システムにより、自分の取得単位数を確認できる。クラス担任は、教務課と連携し再履修の指導をおこなっている。各学生の単位取得状況は教務委員会、教授会を経て、学科会で全教職員が共有している。

⑧出席率

本学では履修規程(提出-規程集))により、2/3 以上の出席が単位取得に必要なとなっている。学生は学修支援システムにより自分の出席状況を確認できる。教員(特にクラス担任)・職員も同システムで学生の履修状況・出席状況を確認し、欠席が続く学生を早期に指導している。同時に、科目担当教員は Google クラウドの限定公開コメントで直接学生に指導をしている。改善が見られない場合は、保護者(保証人)にも連絡を入れ、家庭と連携して失格を未然に防ぐよう努めている(備付)。また、出席率は、奨学金継続支給判定の資料としても活用されている。

⑨成績評価(備付)

成績評価は、シラバスに示された到達目標を踏まえ、定期試験以外にも、課題提出、小テスト、レポート、作品制作等により、ルーブリックに基づき適正に評価している。また、授業終了時には学生へのフィードバックも実施している。学習成果の獲得状況を定量的に示す GPA を成績に記載している。成績表は、教務課より学期ごとに学生・保護者(保証人)宛に郵送し、保護者による修学状況の把握に役立てている。担任は受け持ちのクラスの学生全員の成績評価を学修支援システムで把握しており、学生の学習指導に活用している。

⑩実習園からの評価票(備付)

実習園からの評価は、ルーブリックに基づき適正に行われている。各実習後、実習先からの評価票、および学生の自己評価票を用いて、学生の実習状況を最も把握している訪問指導担当教員が面談(評価票面談)をおこなっている。評価票面談では、実習による学習成果や課題を確認し、次の実習に向けて学生の意欲を引き出し、より効果的な実習へとつなげるよう指導している。

⑪授業評価アンケート(備付)

学期ごとに授業評価アンケートを実施、科目別に集計し、科目担当教員に開示している。科目担当教員は、アンケート結果を踏まえた自己評価(課題の発見・分析、解決策)を義務付けられており、自身の授業改善に役立てている。結果はホームページで公表している。

⑫卒業後フォローアップアンケート(備付)

本学で身につけた能力と現在の仕事との関連性、在学中に特に学んでおくべきことなど本学での学習成果を振り返り、現在どのように活かしているかを把握している。結果は在学生にフィードバックし、学習への動機づけを高めている。結果はホームページで公表している。

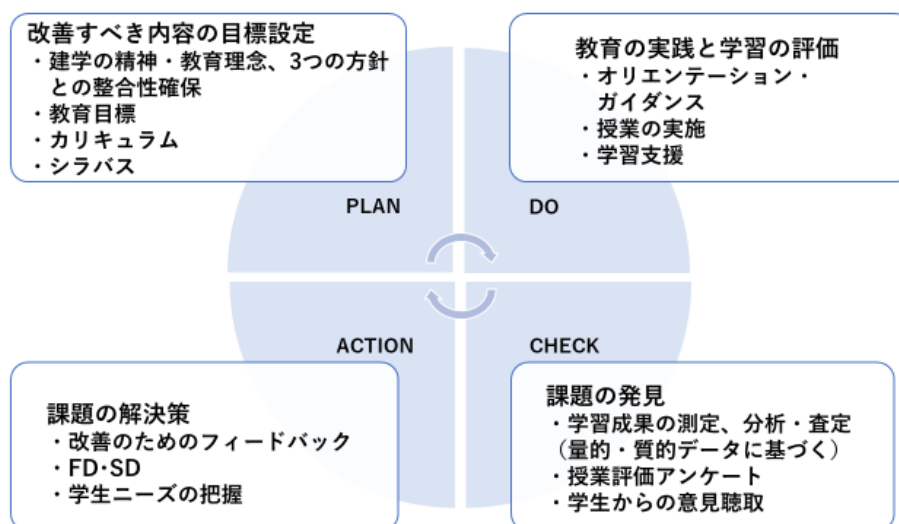
⑬就職先アンケート(備付)

学生の就職先雇用者に対して「就職先アンケート」を実施している。卒業生の勤務状況の把握や保育現場でのニーズに即した人材とはどのような人物か、就職する前に特に身に付けておいてほしい能力などを把握している。結果は在学生にフィードバックし、就職についての心構えを養うことに寄与している。

アセスメントについて、IR センターを中心に各部署が分析し、結果を公表している。各部署においても定期的に査定の手法を点検しており、例えば、教務委員会においては授業評価アンケートの内容の見直し・審議をおこなった(備付)。

教育の向上・充実のために、学生の学習成果の達成度の評価・測定により、フェリシアこども短期大学の教育プログラム(教育課程を含む教育内容全般)を、継続的に改善する PDCA サイクルを活用している。また、個々の授業レベルでは、科目担当教員がシラバス、授業、成績評価、学生による授業評価アンケートを点検し、自らの目標として掲げた学習成果の達成度を判定、自分の授業の課題発見・分析を通して課題解決策を検討し、次年度のシラバス作成や授業運営の改善につなげており、教育の質の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

教育の向上・充実のための PDCA サイクル



教育の質の保証を図るためにも、本学は学校教育法や短期大学設置基準をはじめとする関係法令、ならびに資格や免許状に関する法規の改正等について、可能な限り迅速に把握・対応するよう努めている。具体的には学長をリーダーとした短大企画本部にて学則および学内諸規程の変更案を検討し作成、教授会および理事会で決定している。

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -D 内部質保証の特記事項>

本学では、学習成果のアセスメント手法の1つとして、ディプロマ・ポリシーに相当する下位尺度をもつ本学オリジナルの評価尺度(23能力)を開発し、学習成果を測定している(備付)。保育者養成校での学習成果は、一般社会で通用する基礎的な能力とともに、保育者としての資質能力も問われることから、保育者養成校に適応した指標が必要である。本学ではこの評価尺度により、保育者に必要な資質能力、およびディプロマ・ポリシーの到達度を数量的に把握することができている。

また、令和3(2021)年度より学生から意見を聴取する機会を設け、学生目線での課題発見・分析も教育の質向上・充実のための PDCA サイクルに組み入れ、活用している(備付)。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a)前回の認証(第三者)評価受審の際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況
特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料

学生ハンドブック 2025
Web サイト
キャンパスガイド
令和 7(2025)年度 シラバス
令和 8(2026)年度生 学生募集要項・入学願書

提出資料ー規程集

フェリシアこども短期大学 国際センター規程
フェリシアこども短期大学 履修規程
フェリシアこども短期大学 GPA 制度に関する規程

備付資料

就職先アンケート
卒業後フォローアップアンケート
高等学校からの記録書
23 能力調査
単位取得率
GPA 分布
履修カルテ
学修に関するアンケート
コミュニケーション力テスト
「欠席のご連絡」保護者宛レター
実習園からの評価票
授業評価アンケート
産業界との協議記録
学生ヒアリング記録
3つのポリシー策定に関する外部からの意見聴取
シラバス作成の手引き
シラバスチェック票
短大企画本部議事録(2025 年度)
公務員試験対策講座実施記録
就職状況一覧(2023～2025)

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 単位授与の要件を定めている。

(2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。

①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。

(3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。

(4) 進級判定がある場合は周知している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

単位授与の要件(提出)については学則に明記しており、学生は学生ハンドブックで確認している。平成 28(2016)年度より、透明性のある成績評価を通じて、学生の能動的学習活動と教員による教育の質向上を図ることを目的として、GPA 制度を導入した(提出-規程集)。卒業時の学業成績優秀者の表彰及び各種奨学生の選考、各種奨学金の継続審査の基準にするほか、GPA が 1.0 に満たない学生には進級時に面談・指導をおこなうなど、個々の学生への指導に役立てている。それに伴い平成 28(2016)年度生より、成績評価をこれまでの A・B・C・D から S・A・B・C・D とし評価を見直し、特に優秀な学生にSを付けられるようにした。S(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69～60 点)、D(59 点以下・不合格)である。GPA として計算する場合において、成績評価 S・A・B・C・D により与えられる数値 GPA は 4、3、2、1、0 となる。

卒業要件の充足をもって卒業認定・学位授与とすることをより明確にするため、短大企画本部で審議し、令和 6(2024)年度より、以下の文言をディプロマ・ポリシーの冒頭に加えた。

本学では、学則に定める教育の目的に基づいて編成された教育課程を学修し、卒業に必要な所定の単位を修得した学生に対し、短期大学士の学位を授与する。また、ディプロマ・ポリシーに則り、成績評価の基準は学則、免許・資格取得の要件は実習単位認定基準に明示している。

上記の単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件については、年に複数回行われる教務オリエンテーションで説明している。教務オリエンテーションでは、学生ハンドブックを用いてカリキュラム構成、各科目の授業概要および単位取得までの流れを説明している(提出)。

本学では単位の実質化を図るため、CAP 制を履修規程に定め、1 年間に履修登録できる単位数の上限を年間 55 単位としている。(提出-規程集)

進級判定は年度末に教授会で実施している。GPA が低い学生については、注意喚起のお知らせを本人と保護者に周知している。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に従って編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

①学習成果に対応した、授業科目を編成している。

②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。

③シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

(3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、短期大学設置基準にのっとり、体系的に科目を編成している。必修科目・選択科目とも、教養科目と専門教育科目を設置し、短期大学士の学位とともに、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格が取得できるようにカリキュラムを編成している。1年次には、多くの必修科目があり、理論と実践の基本をしっかりと学べるように教養科目と保育に関する専門科目から構成されている。2年次に多くある選択科目は、専門教育科目が多く、深い知識と専門的な技術を習得できるように編成されており、自分の興味・関心に沿って履修することができる。

学年・学期ごとの履修計画は、学生ハンドブックの授業科目一覧(提出)やシラバス(提出)を参考にしながら学生自身が決定する。また、担任教員も履修科目や単位数の確認など丁寧な指導を行い、個々の学生に合った履修ができるように対応している。その過程で学生が進路の変更を考えた場合には、担任及び各委員会が連携し、履修科目の見直しや他の資格取得について相談にのるなど細やかな支援体制をとっている。

平成29(2017)年度、本学では未来の“グローバル市民”を育む“乳幼児教育者”の養成を目標として「幼児教育学科」から「国際こども教育学科」に名称を変更し、専攻科を設置した。専攻科は国際こども教育コースの3年目にあたり、カナダの保育者養成校へ短期留学し、現地のアシスタント保育士資格取得のための単位を取得することができる。これにより、3年間の中で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格取得、さらにカナダのアシスタント保育士資格を加えた計3つの免許・資格を目指すことが可能となっている。

平成27(2015)年度以降、それまで選択の教養科目であった「キャリアデザイン」は、1年次「キャンパスライフデザイン」、2年次「キャリアデザイン」として、必修科目と位置づけ、初年次教育から就職活動まで、学生の大学生活の充実に必要な内容を教授している。教育・保育の本質や内容・方法に関する科目としては、主に五領域に関わる科目や「保育原理」や「教育原理」、福祉系の科目などがある。また、人間の理解に関する科目としては、「保育の心理学」や「子ども理解と相談・援助」、などの科目がある。さらに、世界の教育・保育に関する科目としては「比較乳幼児教育論」や「多文化保育論」、「国際こども教育概論」などが挙げられる。

このほかにも、表現技術・基礎技能に関する科目は音楽関連科目、造形関連科目が含まれており、それぞれ基礎から学ぶことができるよう設定している。例えば音楽関連科目において、保育者に必要なピアノは個人レッスンで学ぶことができ、トーンチャイムに挑戦したり、個々の興味・関心に合わせて幅広く学べるようになっている。また、音楽の基礎的な能力が不足している学生に向けては、1年次に少人数編成の「幼児音楽入門(ピアノ)」を開講し、楽譜の読み方から指導している。平成28(2016)年度以降の造形関連科目は、「幼児造形Ⅰ」と「幼児造形Ⅱ」に体系化されており、1年次

から2年次にかけて学びを重ねられるようになっている。

実習・実践・研究に関する科目においては、事前の実習指導を充実させ、学生は1年次春学期から幼保大連携の一環として、附属の幼稚園や保育園の園児と関わる機会を多くもつようになっている。このことにより、学生がこども理解のために実習以外の場面におけるこどもとの直接的な関わりも大切にしながら、多くの経験が重ねられるように工夫している。このように、1年次の初めからこどもと関わる経験を積み重ね、秋学期に初めての実習となる「保育実習Ⅰ(保育所)」に取り組むことができるようになっている。それ以降の「教育実習」「保育実習Ⅰ(施設)」「保育実習Ⅱ・Ⅲ」もそれぞれ事前の実習指導の授業があり、学生は十分な準備をして実習に取り組めるようになっている。また、それぞれ事後指導の時間を設け、丁寧な振り返りをおこなうことで、今後の課題について自問する時間とし、次の成長へと学びを深めるための観点を整理している。また、国内の実習だけでなく、「海外フィールドワーク」も選択科目として設定している。日本以外にも目を向け、学びを深めたい学生にとって、海外におけるフィールドワークは、多文化を理解し、多角的に思考することができるようになるきっかけとなっている。このように、保育者としての実践能力の獲得に向け、学習成果に対応した授業科目を編成している。

授業科目の開発及び編成を行うカリキュラム委員会には保育現場に精通した教員がメンバーにいるほか、産業界とのヒアリング(備付)や就職先アンケート(備付)の結果を勘案して決定している。

シラバス(提出)には、科目ごとに学習成果に相応した成績評価の基準を示している。また、ルーブリックを基に、試験、レポート、提出課題、受講態度、実技発表などの点数配分を明記し、厳格に適用することによって一人ひとりの学習成果の獲得を確認している。

シラバスは、「シラバス作成の手引き」(備付)に従い、共通の様式と記入方法により、各科目に必要な項目が記載されている。教育目標と関連させた到達目標(求められる学習成果)のほか、ナンバリング、15回(あるいは8回)の授業内容、準備学習の内容/時間と履修条件、成績評価の方法・基準、テキスト、参考書等である。平成29(2017)年度よりアクティブ・ラーニングの度合いが明示されるようになった。シラバスは全専任教員と教務委員会の職員が「シラバスチェック票」(備付)を用いて必要事項の記載の有無や内容確認をおこなっている。シラバスは初回授業で学生に対して説明がされるほか、学修支援システムでも閲覧することができる(ホームページでも公開)。

学期末試験については、授業時間を確保するため15回の授業回とは別に試験を実施している。

教員は、学生による授業評価(備付)を学期ごとに受けており、その集計結果は教科担当教員に通知されている。そのため、教員はこのフィードバックを自身の授業改善に役立てるなど有効に活用することができる。

教員は、授業内容について授業担当者間で情報を交換し意思の疎通、協力・調整を図っている。特に「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャンパスライフデザイン」の授業、実習指導関連の授業、「幼児音楽」「保育内容(表現)の指導法」の授業など、複数の教員で担当している教科においては、シラバスを都度確認、評価方法の共有をおこなったうえで、教育内容・授業方法について綿密な話し合いをおこなっている。

本学では、通信による教育をおこなう学科・専攻課程はない。しかしながら、令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、メディアを利用した遠隔での授業を並行しておこなうことによって、学生一人ひとりの学びを確保した。令和3(2021)年度以降は対面での授業を主としながらも、学生のICT技術向上の継続のため、週に1回、1科目以上のオンライン授業またはオンデマンド配信授業に取り組めるよう配慮している。

教育課程の見直しについては、常に学生の立場に立ち、学びやすい環境作り、分かりやすい授業内容、意欲的に取り組める実習など、学習成果を考えて短大企画本部が毎年おこなっている(備

付)。今後もディプロマ・ポリシーに対応した教育課程の点検・見直しをしっかりとおこない、より質の高い教育ができるようにしたいと考えている。

授業科目の開発及び編成や見直しは行うカリキュラム委員会で審議する体制や役割が明確に定められている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教養教育では、「日本国憲法」「幼児教育と情報機器演習Ⅰ」「幼児教育と情報機器演習Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「文章表現法」「キャンパスライフデザイン」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を必修としている。また、選択科目として、「国際理解Ⅰ」「国際理解Ⅱ」「コンピューターサイエンス」「幼児音楽入門(ピアノ)Ⅰ」「児童文化」「English ConversationⅠ」「English ConversationⅡ」などの多様な科目を配置している。これらがカリキュラムマップ(提出)に体系的に位置づけられ、開講時期もバランスよく整えられていることにより、実施体制が確立している。

カリキュラムマップにあるとおり、教養教育は 8 つの科目群の中の「H 教養に関する科目」において主におこなわれている。

さらに、教養教育の科目には、「D 表現技術・基礎技能に関する科目」「E 言語に関する科目」の中に専門科目とともに位置づけられているものもある。これらは「G 実習・実践・研究に関する科目」や「F 教育・保育の内容・方法に関する科目」などの専門教育とも相互に関連することが、カリキュラムマップ上の科目の配列と科目のナンバリングによって明確に示されている。

教養科目の教育目標を達成できたかどうかの効果測定・評価については、各科目の成績評価のほかに、汎用的な能力を測る 23 能力を用いて測定・評価している。さらに、学生による授業評価アンケートをおこない、カリキュラム及び授業改善に活かしている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

カリキュラムマップ(提出)に示されているとおり、専門科目、実習および教養科目は相互に関連し合っている。具体的には、「A 教育・保育の本質と目的に関する科目」「B 人間の理解に関する科目」「C 世界の教育・保育に関する科目」「D 表現技術・基礎技術に関する科目」「E 言語に関する科目」「F 教育・保育の内容・方法に関する科目」「G 実習・実践・研究に関する科目」「H 教養に関する科目」を履修することにより、保育者を養成する体制を整えている。このように、学科・専攻課程の専門

教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制は明確である。

なお、本学での専門教育、教養教育、実習は以下のように編成している。

専門教育：

本学は国際こども教育学科のみの単科の短期大学であり、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を目指すため専門教育科目のすべてが職業教育に直結している。本学で開講している専門教育科目は、文部科学省、厚生労働省の教育課程の認定を受けて開講しており、免許・資格取得のための必修または選択必修で構成されている。専門教育科目の一部は選択科目となっているが、保育や社会生活において役立ち、就職の際に強みともなりうる科目であるため、多くの学生が履修している。

教養教育：

卒業必修としての教養科目には、「日本国憲法」「幼児教育と情報機器演習Ⅰ」「幼児教育と情報機器演習Ⅱ」「英語コミュニケーションⅠ」「英語コミュニケーションⅡ」「文章表現法」「キャンパスライフデザイン」「キャリアデザイン」を設けている。これらの科目は職業または昨今社会情勢の中で実生活に必要な基礎知識である。「キャンパスライフデザイン」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」では、2年間を通して、職業の理解、選択、就職活動などにつながる実質的な内容で組まれている。幼稚園、保育園、施設に就職した卒業生による講演、コミュニケーションカテクトの実施と振り返り、自己PRの方法、救命救急講座、マナー講座、模擬面接などをおこなっている。また川崎市、町田市、相模原市などの事業者と学生が直接相談できる機会を設けている。令和7(2025)年度は10月と12月に2年生を対象に学内にて就職説明会を実施した。選択科目は豊かな人間性をもつ幼児教育者や社会人を育成する内容となっており、学生は興味のある科目を選択している。

実習：

実習科目は「保育実習指導Ⅰ(保)」「保育実習Ⅰ(保育所)」「保育実習指導Ⅰ(施)」「保育実習Ⅰ(施設)」「保育実習指導Ⅱ・Ⅲ」「保育実習Ⅱ・Ⅲ」「教育実習指導」「教育実習」を実施している。実習の実施体制は実習センターが事前事後学習、手続きなどの学生指導を担っている。コロナ禍であった令和2(2020)年度から令和4(2022)年度においても、実習希望者全員が対面での事前指導と保育現場での実習をおこなった。

保育者を目指す学生にとって、入学後の早期に現場の空気を感じながらこども達と触れ合う体験は、こどもの理解を深めたり、本学のカリキュラムを理解したりする上で重要であると考え。そこで、令和7(2025)年度は複数回に渡って現場の保育者を招き、現場の様子について講義を受けた。また夏休みを利用して近隣の保育施設で「ふれあい体験(1日保育ボランティア体験)」に参加したほか、「保育実習指導」「教育実習指導」の中で模擬保育の実践、「自然あそびと生活環境保全Ⅰ」「キャンパスライフデザイン」「保育内容(環境)の指導法」「保育内容(表現)の指導法Ⅱ」の授業で学内にて附属園の園児と学生との触れ合い体験をおこなった。一般的には、学生が実習前にこどもと触れ合う機会は少ないと言われているが、そのような中、本学でのこどもと関わる体験を数多く積むことによる教育的効果は大きく、2月の「保育実習Ⅰ(保育所)」ではほとんどの学生が脱落することなく実習を終えている。このように、入学後の早期から職業教育を取り入れ、充実させている。

その他の職業教育の科目として「キャンパスライフデザイン」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」がある。この科目は、建学の精神、教育理念を体現した教養科目という位置づけになる。「キャリア」とは、単なる職歴・経歴だけではなく、仕事を通じて実現できる生活やライフイベントなどを含んだ、生涯にわたるライフスタイルのプロセスを指している。自らの人生において、どのようなプロセスを描き、何を実現したいかを明確にするのがキャリアデザインの役割となる。「キャンパスライフデザイン」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」の授業は、短大生活スタートアップ、キャリア・プランニング、社会人基礎力アップ、就職活動の4つのシリーズで編成されている。1年生対象の「キャンパスライフデザイン」では、初年次教育として短大生活へのスムーズな移行を促し、どのようなキ

キャリアを描くのか、卒業生の講演なども取り入れながら、キャリアイメージを膨らませていく。2 年生対象の「キャリアデザイン」は、「キャンパスライフデザイン」に続き、建学の精神、教育理念を具現化した教養科目という位置づけとなる。「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」では社会人基礎力アップと就職活動シリーズが中心となる。国際こども教育コースの学生向けには、一部英語での保育体験、カナダ在住の本学講師による講義などを取り入れている。「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」の実施体制は、学生支援室と 2 年生担任が中心となっており、手続き、就職相談、就職試験準備などをおこなっている。また、公立保育士・幼稚園教諭を目指す学生には模擬試験の受験や試験対策を学生支援委員会の教員が個別にサポートしている。令和 7(2025)年度の公務員試験対策講座(備付)は自由な時間に試験対策を進められるように Google クラウドからオンデマンド配信を実施した。

平成 29(2017)年度の国際こども教育学科への変更にあわせて、国際センター(提出-規程集)を発足させ、国際的な乳幼児教育を学ぶことのできるよう内容の充実を図っている。平成 29(2017)年度の 1 年生は「海外フィールドワークⅠ」として 10 日間の日程でカナダを訪問し、バンクーバー市内での体験学習を中心に、本学協定校である Sprott Shaw College(以下 SSC)見学、また保育関連施設見学やアクティビティを通して、異文化における乳幼児教育を学んだ。平成 29(2017)年度の専攻科生は、カナダ、バンクーバー市近隣において 35 日間の日程で「多文化保育実習」を行った。内容は上記「海外フィールドワークⅠ」の内容に加え、SSC の科目“EC180”(乳幼児健康・安全・栄養学)を履修した。

新型コロナウイルスが落ち着いた令和 3(2021)年度には SSC の提携校である SSLC にて語学研修を行った後、SSC にて受講する形に変えて再開した。同年度には、既卒者 2 名と専攻科在学生 1 名が同様の単位認定を受け、その後も専攻科生を対象に毎年カナダ留学を実施している。

また、平成 30(2018)年度より実施している「海外フィールドワークⅡ」では、対象の 1、2 年生が 4 週間ニュージーランドにホームステイ滞在し、本学協定校である ARA Institute of Canterbury にて語学学習と保育関連施設見学などのアクティビティを通して、ニュージーランドの乳幼児教育や文化を学んでいる。同プログラムは新型コロナウイルスのために 2 年間中止を余儀なくされたが、令和 4(2022)年度に再開し、令和 7(2025)年度は 15 名が参加した。

以上のような海外プログラムをはじめ、英語力向上のための科目の再編など、国際こども教育コースの学生の教育内容改善に努めている。

職業教育の効果は、学生自身が学期ごとに履修カルテを記入した上での担任との面談のほか、学生の就職活動状況(備付)、23 能力調査(備付)、就職先アンケート(備付)、卒業後フォローアップアンケート(備付)により測定している。就職状況としては、幼稚園・保育所・施設関連に就職を希望する学生のほとんどが内定をうけており、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラムについて一定の効果が出ていると考えられる。その他の進路実績は一般就職・進学であるが、そのような進路を希望する学生に対してもキャリアデザインの一部の授業で進路希望別のグループ分けによるサポートをおこない、高い就職率を達成している。カナダ BC 州のアシスタント保育士資格取得に必要なカリキュラムを修了した学生のカナダでの就職や国内のインターナショナル・プリスクールへの就職が決定するなど、国内外に通用する職業教育として機能しはじめている。

また、卒業後フォローアップアンケートを令和 6(2024)年 3 月卒業・修了生対象に令和 7(2025)2 月に行った結果、「本学の学びは、現在役に立っている」「本学への入学を他の人にも勧めたいと思う」という 2 つの質問に対して、「はい」という回答がともに 72.8%・77.2%と高かった。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出資料

学生ハンドブック 2025
令和 7(2025)年度 シラバス

提出資料－規程集

学校法人明泉学園 文書管理規程
フェリシアこども短期大学 学生支援委員会規程
フェリシアこども短期大学 長期履修学生規程
フェリシアこども短期大学 「大学奨学金」の授与規程

備付資料

就職先アンケート
卒業後フォローアップアンケート
入学前教育(入学前課題について)
履修カルテ
授業評価アンケート
学生ヒアリング記録
公務員試験対策講座実施記録
入学のご案内
新入生オリエンテーション資料
就職活動状況(2025)
フェリシアアートウィーク 2022 リーフレット
図書館ガイダンス資料
就職指導に関するアンケート
2025 年度キャリアデザイン(2 年生)授業計画
ニュージーランド研修 2025 ご案内
カナダ研修 2025 ご案内
卒業時アンケート

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間に獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

学習成果については、機関レベル(フェリシアこども短期大学)、教育課程レベル(国際こども教育学科)と、科目レベル(授業科目)において設定している。シラバス(提出)においては、それぞれの授業科目における具体的な学習成果が示されている。これらは各授業期間内において獲得可能なものになっている。

教員は、学生の成績評価や履修カルテ、面談を通して学習成果の達成状況を把握・評価している。また、履修指導から単位の習得、出席状況の確認に至るまで、担任を中心に学習成果の獲得と卒業に向けた支援をおこなっている。欠席数の多い学生については担任が学修支援システムを確認し、迅速に指導をおこなっているが、さらに教務課でも学生の欠席数についてリストアップするなどサポート・協力体制を整えている。また、学生と担任とは意思の疎通が常に図られており、必要に応じて面談の機会を設けるなど、履修及び卒業に至るまできめ細かな指導をおこなっている。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

科目レベル(授業科目)の学習成果は、教育課程レベル(国際こども教育学科)の学習成果に対応したものが設定され、シラバス(提出)に明記されている。

教員は、シラバス(提出)に示した成績評価基準に基づいて学習成果の評価を行っている。具体的には、期末試験(テストまたはレポート課題など)に加えて、授業への取り組み姿勢、小テスト、提出課題などによってその獲得状況を適切に評価している。成績評価については学修支援システムで随時確認できる。また、履修カルテ(備付)によって、学生自身による自己評価も行われている。履修カルテは短大事務局に保管されており、どの教員も学生の学習状況を把握することができる。

教員の成績評価の状況については、教務委員会で取りまとめ、評価の平準化がはかれるよう点検している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

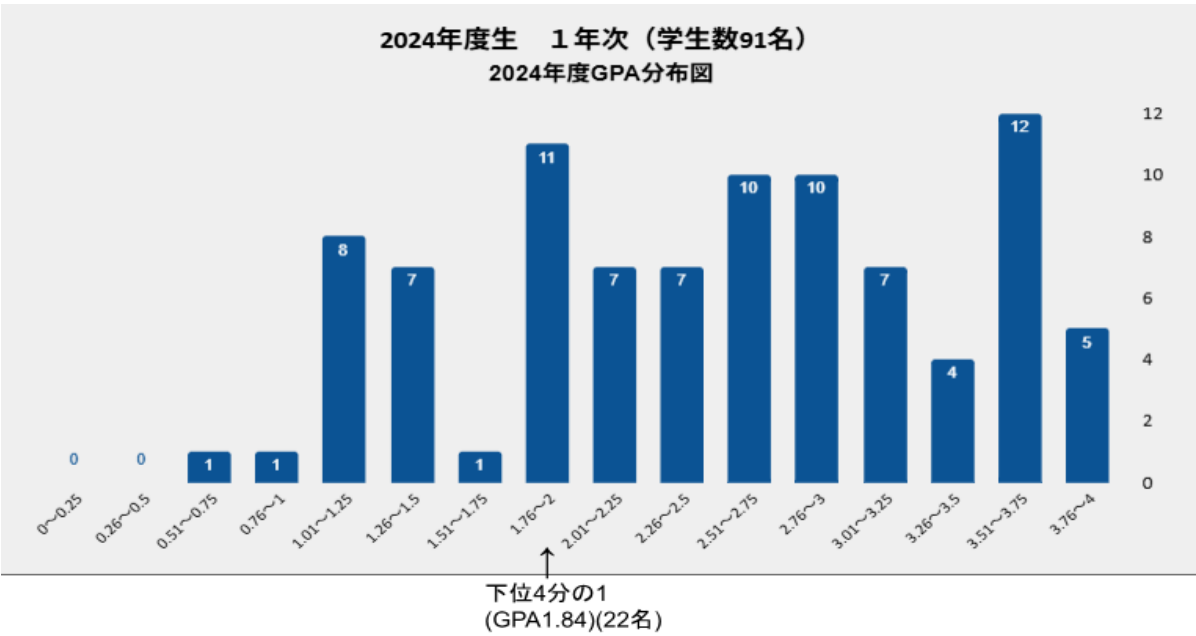
本学では学生の学習成果に関する量的データを全教員が共有している。GPA 分布、単位取得状況、学位取得状況、免許・資格取得状況、履修カルテなどのデータを学習成果の測定指標として

活用するとともに、その結果を学習成果の点検に活用している。

資格取得に向けて学生一人ひとりに対し、定期的に担任との個別面談の機会を設けている。単位取得状況と GPA に関しては担任面談と合わせて、学期毎に開催している教務オリエンテーションでも履修指導をおこなっている。また、欠席が多い、GPA が低い、単位取得状況が悪い等、“気になる学生”に対して、教務委員会と担任が中心になり、個別に指導、面談をおこない、全教職員が参画する学科会にて情報共有を図っている。特に欠席が続き単位取得できなくなる可能性のある学生に対しては、担任から学生と保証人宛に当該科目の欠席状況を書面にて通知し、保護者と連携を図っている(備付)。GPA 分布、単位取得率、学位取得率、免許・資格取得率を以下に示す。

●GPA 分布

GPA の数値により学生の学修指導及び卒業判定に役立てており、学業成績優秀者の表彰や学内における各種奨学生の選考、また、一定ポイントに満たない学生に対する成績注意等を行っている。成績注意等は1年次終了時点での累積 GPA ポイントが 1.00 未満の者に行っている。学位授与の基準として、入学時からの通算 GPA は 2.00 以上を目安としている。



●単位取得率(備付)

年度末に進級面談、卒業面談を実施しクラス単位ごとに成績表により学生個々に単位取得状況を確認している。特に単未取得の学生に対し追試・再試及び次年度の再履修科目の指導を行いフォローしている。

●学位取得率、免許・資格取得率

学位取得率、免許・資格取得率は下表のとおりである。これらのデータは、教授会で報告し前年度との比較をおこないながら、学生サポート体制の有効性を多角的に把握するとともに今後の指導体制の改善、カリキュラム改革などに活用している。

学位取得率および免許・資格取得率 国際こども教育学科(取得者数/卒業者数)

	令和 5(2023)年 3 月 卒 (令和 3(2021)年度生)	令和 6(2024)年 3 月 卒 (令和 4(2022)年度生)	令和 7(2025)年 3 月 卒 (令和 5(2023)年度生)
学位取得率	88.3%	77.6%	75.5%

免許・資格取得率	86.4%	84.2%	77.0%
----------	-------	-------	-------

以下①～⑧のように、学生調査や学生自身による学習成果の自己評価、卒業生への調査、学位取得率、資格取得率、専門職就職率などを把握し、学習成果の獲得状況の指標として活用している。

①23 能力(備付)

23 能力とは、以下の 5 つの学習成果の達成度合いの尺度として、23 の資質・能力を縦断的に測定分析するものである。入学時、卒業時に測定することにより、大学での学習成果を可視化するものである。分析結果はカリキュラム改革や指導体制の改善に役立てている。

- ①Learning Outcomes(LO1)知識・理解
- ②Learning Outcomes(LO2)思考・判断
- ③Learning Outcomes(LO3)技能・表現
- ④Learning Outcomes(LO4)関心・意欲
- ⑤Learning Outcomes(LO5)人間性・社会性

実施部門:IR センター 目的:保育者としての資質・能力の測定

実施時期:入学時、卒業時

結果:令和 8(2026)年 3 月に卒業した令和 6(2024)年度生の 23 能力は、1 年次と 2 年次で差が見られなかった。

②履修カルテ(備付)

履修カルテを活用し、教職課程科目をはじめ保育に関する専門科目の学ぶ内容の理解と履修状況の自己評価を行い、自己分析後、面談による教員評価を加え、乳幼児教育における学習成果の獲得状況の把握と指導を行っている。さらに教職に就く際に必要な資質能力の指標を基に、到達度を自己評価、教員評価により各自の強味や弱みを認識して総合的な力を身につけていく。

実施部門:教務委員会及び「保育・教職実践演習」授業担当者

実施時期:每学期末(1・2 年次)

③実習園からの評価票(備付)

学生は保育実習、教育実習を合計9週間学ぶ。事前指導で学んだ内容を実習前に自らの課題を明確にし実習に臨む。実習終了後に自己評価を行った後、実習園からの評価票をもとに教員面談を行い、学生個々の課題について解決策を見出す指導を行っている。

このほか、学生調査では、教務委員会・IR 委員会を中心に以下の調査分析を行っている。

④学修に関するアンケート(備付)

学生の自己評価による事前・事後学習等の把握をしている。

実施部門:IR センター

目的:学生の学習態度の把握

実施時期:2 年次の 12 月

⑤コミュニケーション力テスト(外部テスト)(備付)

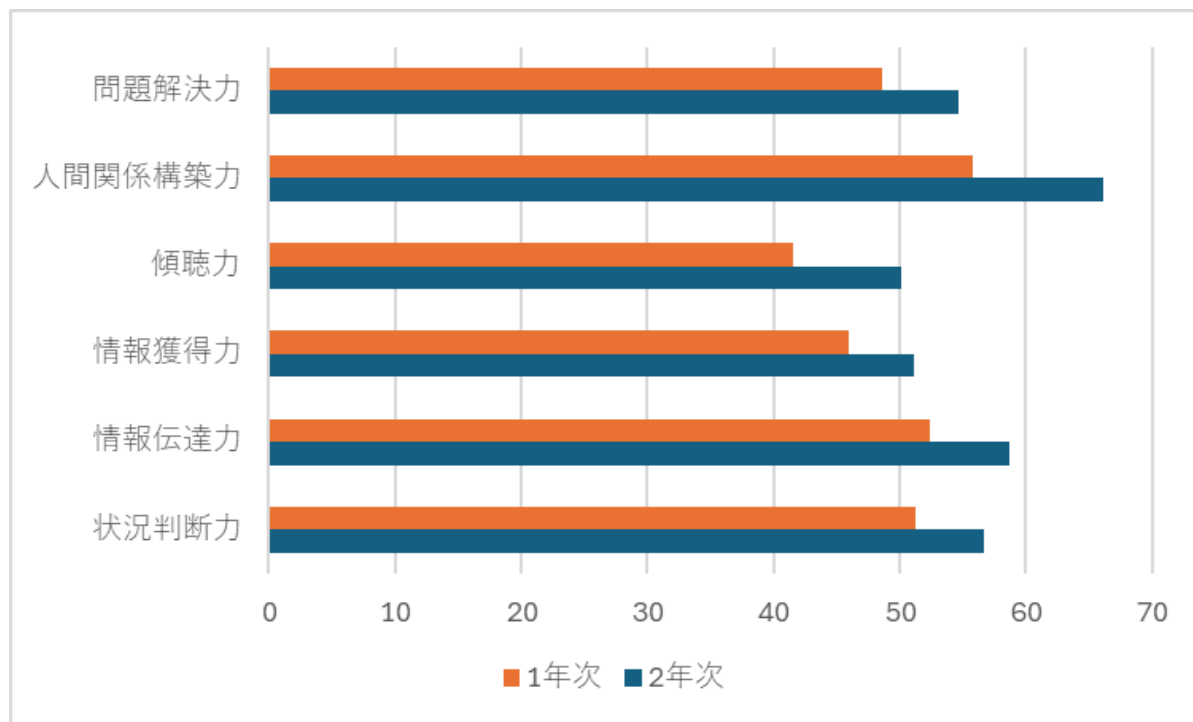
外部の標準化されたテストを活用し、学習成果の調査・測定(アセスメント・テスト)を目的に、旺文社の「コミュニケーション力テスト」を1年次と 2 年次に実施している。このテストで保育者の資質として重要視されるコミュニケーション力を定期的に測定し、個々の学生の特性や課題、教員が学生を指導する際に留意する点を明確化している。

実施部門:「キャンパスライフデザイン」「キャリアデザイン」授業担当者

目的: 学生のコミュニケーション力の測定

実施時期: 1 年次 4 月、2 年次 11 月

結果: 令和 5(2023)年 3 月に卒業した令和 3(2021)年度生の結果は下図の通り、すべての項目において得点が伸びていた。



⑥卒業後フォローアップアンケート(備付)

短大で学んだ中で身についた能力と現在の仕事との関連性、短大在学中に特に学んでおくべきこと等、卒業生の意見を集計し、学生指導やキャリアデザインの授業内容の参考にしている。

実施部門: 学生支援委員会

目的: 卒業後の保育者としての能力

実施時期: 卒業から約 1 年後

結果: 卒業後のフォローアップアンケートの集計・分析結果によると、「本学での学びが現在役に立っている」が92.5%であり、高い満足度を示す一方、自由記述からは実践的スキルの習得を在学中にもっとやっておきたかったという声が多かった。

⑦就職先アンケート(備付)

雇用者への調査としては「就職先アンケート」にて卒業生の勤務状況の把握や保育現場でのニーズに即した人材とはどのような人物か、就職する前に特に身に付けておいて欲しい能力などを明らかにしている。

実施部門: 学生支援委員会

目的: 就職先での保育者としての能力

実施時期: 卒業から約 1 年後

結果: 就職先アンケートの集計・分析結果から、子どもの発達段階に応じた教材作成や、指導計画を立案する能力の不足が示唆された。また、学生の文章作成能力の向上が喫緊の課題であることが示された。

⑧進路と就職状況

学生支援委員会では進路と就職状況を個別に調査し、就職先の分布や就職率を割り出し、前年度との比較・分析をおこなっている。結果については、学科会、教授会にて報告され、全教職員が把握できるようになっている。

就職率【令和 5(2023)年度～令和 7(2025)年度】(就職者数/就職希望者数)			
	令和 5(2023)年度 (2024 年 3 月卒)	令和 6(2024)年度 (2025 年 3 月卒)	令和7(2025)年度 (2026 年 3 月卒)
幼稚園・幼稚園型認定こども園	16.6% (12/82)	15.5%(11/71)	24.2%(15/62)
幼保連携型認定こども園	11.0% (9/82)	5.6%(4/71)	9.7%(6/62)
保育所及び保育所型認定こども園	39.0% (32/82)	39.4% (28/71)	38.7%(24/62)
地域型保育事業	4.9% (4/82)	2.8% (2/71)	3.2%(2/62)
その他の児童福祉施設	2.4% (2/82)	0%(0/71)	3.2%(2/62)
児童福祉事業	6.1% (5/82)	7.0%(5/71)	8.1%(5/62)
障害者支援施設	11.0% (9/82)	4.2%(3/71)	3.2%(2/62)
老人福祉施設	1.2% (1/82)	1.4%(1/71)	0%(0/62)
その他(一般企業等)	9.8% (8/82)	16.9%(12/71)	9.7%(6/62)

以上の学習成果の量的、質的データに基づき評価した結果についてはホームページ等において公表している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

特になし

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料

令和 8(2026)年度生 学生募集要項

Web サイト「入試情報・学費」

<https://www.felicia.ac.jp/for-examinees/exmethodpage.html>

学生ハンドブック 2025

提出資料－規程集

フェリシアこども短期大学入学者選抜規程
フェリシアこども短期大学入試選考委員会規程

備付資料

入学者選抜マニュアル

〔区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

＜区分 基準Ⅱ-C-1 の現状＞

選抜試験では、アドミッション・ポリシーを多角的に評価できるよう、多様な選抜区分に応じた評価方法を設定している。

令和 8(2026)年度生の入学者選抜の方法は以下のとおりである。

【国際こども教育学科】

区 分	募集人員	選考方法
総合型選抜(専願)	50 名	面接(口頭試問を含む) 書類選考
特待奨学生総合型選抜(専願)	12 名	面接(口頭試問を含む) 書類選考 基礎学力(国語) プレゼンテーション
指定校制学校推薦型選抜(専願) 公募制学校推薦型選抜(専願)	20 名 若干名	面接(口頭試問を含む) 書類選考
社会人特別選抜(専願)	5 名	面接 書類選考 基礎学力(国語)
グローバル選抜(専願)	5 名	面接 書類選考 日本語レベルテスト
留学生特別選抜(専願)	若干名	面接 書類選考 基礎学力(国語)

一般選抜(併願可)	5 名	面接 書類選考 情報(記述式) 記述式総合問題 英語(記述式)
-----------	-----	------------------------------------

【専攻科 国際こども教育専攻】

専攻科選抜	30 名	面接 書類選考
-------	------	---------

このように、本学では、多様な入学者選抜区分を設定している。選抜区分・選抜日程・選抜方法は入試広報委員会において審議、決定している。入学者選抜については公正かつ正確を期すために、面接は二人の教員が担当し、入試判定に関しては入試選考委員会で判定会議を行い、厳正に実施している。入学者選抜の事務は入試広報室職員が行っている。入学者選抜は、面接(口頭試問を含む)、書類選考、基礎学力(国語)によっておこない、アドミッション・ポリシーと学力の3要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って、多様な人々と協働して学ぶ態度」)によって受験生を評価している。

高大接続の観点により、令和 8(2026)年度入学者に対する入試区分は、総合型選抜、特待奨学生総合型選抜、社会人特別選抜、留学生特別選抜、学校推薦型選抜、一般選抜という多様な選抜方法を用意しており、それぞれの入試区分ごとの選考基準を設定し、受験生が個々の学習の状況や希望に応じて希望する選抜方法を選択して本学を受験することができるようになっている。学力の3要素を評価するため、「知識・技能」は、書類選考、現代国語の基礎、情報、記述式総合問題で、「思考力・判断力・表現力」は、面接、書類選考、プレゼンテーションで、「主体性・多様性・協働性」は、書類選考、面接によって、受験生を多面的・総合的、かつ公正に評価するように努めている。

本学では、「フェリシアこども短期大学入学者選抜規程」(提出-規程集)及び「フェリシアこども短期大学入試選考委員会規程」(提出-規程集)を整備し、入学者選抜の公平性・妥当性・厳格性を担保した体制を構築している。選抜の実施にあたっては、これらの規程及び「入学者選抜マニュアル」(備付)に基づき、可否を決定している。

選抜試験の実施にあたっては、上記の規程に基づき、学長を委員長とする入試選考委員会を設置している。また、入試業務におけるトラブル発生時には、直ちに学長に報告・協議する体制を整えている。

平成 29(2017)年度に開始した入試広報室(アドミッション・オフィス)、アドミッション・オフィサーの制度を令和 7(2025)年度も継続している。学生の募集から選抜、入学手続きまでの業務を行い、アプローチのあった入学希望者、受験者の情報管理を行いながら、多面的な選抜を実施している。入学志願者及び保護者、高等学校の教員等からの問い合わせに対しては、アドミッション・オフィサーを中心とした入試広報室が窓口となり、知りたい情報の提供や適切な回答を行うとともに、年間を通して資料請求・学校見学・個別相談に応じている。また、電話やホームページからの問い合わせに加え、本学公式 LINE 等の SNS ツールも活用し、より幅広い受験生からの問い合わせに対応できるよう工夫している。

年間を通して入学実績のある高等学校を中心に教職員が複数回訪問しており、そこでの情報交換内容は、教職員のみアクセス権限が付与されたデータベースにて管理しており、全教職員で情報を共有することで高等学校の実情の把握に努めている。

[区分 基準 II-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。
- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

<区分 基準 II-C-2 の現状>

入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、学生募集要項(提出)、ホームページ(提出)にも明記しているほか、学生ハンドブック(提出)にも記載するとともに、オープンキャンパスや進学相談会での入試説明時においても、本学が求める学生像や入学受入れの方針を必ず示すようにしている。

選抜区分ごとの募集人員も学生募集要項(提出)及びホームページ(提出)に明記している。

入学時の授業料、諸経費のみならず、2 年次、専攻科における授業料、諸経費についても学生募集要項(提出)に明記しており、入学から卒業までにかかる授業料、諸経費を確認できるようにし、受験生からの問い合わせに対し、適切な説明ができるようにしている。

受験生からの問い合わせや質問に対して、入試広報室の職員だけでなく、全ての教職員が適切に対応できるように情報共有している。また、オープンキャンパスでは、すべての来場者に個別相談の時間を設け、個々に質問や相談をしやすい環境を整えている。入学受入れについても、入試広報室が窓口となり、提出書類の対応、検定料の振込方法、受験に関わる質問や受験時の交通手段などを、電話だけでなく、LINE やメールといった受験生にわかりやすい方法を取り入れ、適切に案内している。

<テーマ 基準 II-C 入学受入れの課題>

本学は丁寧なオープンキャンパスの実施や高校訪問により、近隣エリアにおいては一定のブランド力を維持しているものの、令和 7(2025)年度における学生募集活動においては、全国的な 18 歳人口の減少という構造的課題に直面する中、特に 4 年制大学への志向(4 大志向)の強まりによって、短期大学全体の募集環境は極めて厳しくなっている。また、メディア等で報道される保育士の労働環境や処遇への懸念から、高校生の中で保育・幼児教育業界そのものへの志望度が低下傾向にあり、これがダイレクトに志願者数に影響を及ぼす状況となっている。

そのような外的環境の中、令和 8(2026)年度生の入学受入れ数は前年比微増に留まったため、今後、高大連携や地域連携の充実、効果的な SNS の活用等により、更なる認知度・ブランド力の向上を図る予定である。これにより、学生・保護者に対して、本学の自然環境を活かした学び、グローバル教育等のビジョンと将来像をより一層明確に提示し、信頼と共感を高めることを目指している。

さらに、社会人・外国ルーツの生徒・留学生の受け入れ等、時代に即した多様なニーズに応える教育機関としての役割を再定義し、新たな募集ルートの開拓も必要とされている。そのため、令和 7 年度に実施した入試広報活動の内容と成果を総点検し、課題を洗い出したうえで、より効果的かつ戦略的なアプローチを講じる所存である。

<テーマ 基準 II-C 入学受入れの特記事項>

特になし

[テーマ 基準 II-D 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

学生ハンドブック 2025

提出資料－規程集

フェリシアこども短期大学 「大学奨学金」の授与規程

フェリシアこども短期大学 長期履修学生規程

備付資料

入学のご案内

新入生オリエンテーションスライド

履修カルテ

学生ヒアリング記録

就職指導に関するアンケート

卒業時アンケート

就職状況一覧(2023～2025)

2025 年度キャリアデザイン(2 年生)授業計画

公務員試験対策講座実施記録

卒業後フォローアップアンケート

就職先アンケート

[区分 基準 II-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。

- (11) 学生の海外への派遣(長期・短期)を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-D-1 の現状＞

入学手続き者に対し提出書類の書き方や調査事項および新学期の予定表、学生生活に必要な情報を、事前にプリント、冊子「入学のご案内」として配付している(備付)。さらに、入学予定者に対する入学前教育を実施し、入学後の学習の動機づけや保育者として必要な知識・技能の習得がスムーズになされるよう配慮をしている。内容は推奨読書課題『これだけは身につけたい新・保育者の常識 67』、「入学前課題～ことばと漢字～」、「入学前課題～英語～」(英作文)とピアノレッスンである(備付)。学生はこれらの課題に各自取り組み、入学後の初回授業で提出する。音楽については冊子「音楽 入学前課題」を配付し、練習曲やドリルに各自で取り組むほか、音楽担当教員によるピアノ個人レッスンを2～3月に入学者全員に実施しており、入学後の練習方法などアドバイスをおこない、新入生のピアノに対する不安が軽減するよう努めている。

また、入学後の文章表現法の授業において「入学前課題～ことばと漢字～」を活用した小テストを継続的に実施し、学びがより定着するようにしている。

学習、学生生活についての情報は、入学後の新入生オリエンテーションなどで伝えており(備付)、学習意欲を高め、生活面でも充実した大学生活を送ることができるような意識づけをおこなっている。入学式当日に保護者説明会を実施し、保護者対象に「建学の精神」や「教育方針」を説明している。さらに「学習について」「実習について」「学生生活に関して」の注意事項を伝えて、情報を共有するようにしている。

さらに、教務オリエンテーションでは、学生ハンドブックを用いてカリキュラム構成、各科目の授業概要および単位取得までの流れを説明している(提出)。1年次はほとんどが必修科目であり、卒業や免許・資格の取得に直結する科目であることを意識させるようにしている。教務オリエンテーションは年に複数回実施し、試験の受け方や2年次に向けての選択科目調査など、その時期において学生に周知徹底させるための説明や学習の動機づけをおこなっている。

入学式や入学当初にクラスごとに実施するホームルームでは、担任が学生生活のためのオリエンテーションをおこなっている。2年次の初めには、1年次の成績をもとにそれぞれの進路と資格取得にあわせた教務オリエンテーションを実施し、卒業までの学習の取り組み方を確認して、学習への動機づけとなるようにしている。また、免許・資格取得に必要な科目に履修ミスがないよう、特に選択科目の履修方法や再履修科目のための手続きについては、個別の説明や履修指導を担当が実施している。さらに、履修カルテ(備付)に沿って実施する面談を定期的におこなうことによって、学習成果が向上するように個別にきめ細かな指導をおこなっている。

学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)としては、学生ハンドブックを毎年発行して配布するとともに、学修支援システムでも閲覧できるようになっており、教務オリエンテーションや各授業内でも活用している。また、シラバスについては学修支援システムにて閲覧できるようになっている。

補習授業という位置づけでの組織的な学習支援としては、1年次春学期に、ピアノの初心者を対象に「幼児音楽入門(ピアノ)Ⅰ」という科目を開講し、音楽に苦手意識を持つ学生に対して、楽譜を読む・書く・歌う・弾くという基礎的な内容を指導している。また、1年次の「文章表現法」では、上級・初級のレベル別になるように特別に時間割を組み、履修者の能力にあわせた指導をおこなっている。また、各実習への参加はGPA2.0以上が望ましいとなっているため、その基準を満たしていない学生に対しては、特別課題を課し、学習の定着が図れるように工夫している。

本学では担任制をとっており、担任が履修科目の指導をはじめ、授業への出席状況が芳しくないなど、学習上の悩みを抱えている学生に対して、個別に指導、助言ができるようにしている。欠席状況については、ある一定の水準を越えた場合、保護者に書面で通知をすることにより、家庭と連携して指導するようにしている。

平成 28(2016)年度より学生相談室として、スクールカウンセラーが、定期的(週 1 日)に学習や生活上の課題および精神的な不適応を抱えている学生のカウンセリングをおこなっている。また、専任教員全員にスマートフォンを貸与し、学生および日中には連絡が取りにくい保護者にも電話連絡が取りやすくなるようにしている。このように、家庭と大学が緊密に連携して学生支援をおこなっている。

学習の進度の速い学生や優秀な学生に対しては、能力に応じた支援をしている。例えば「幼児音楽Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ」では、上級クラスを設けており、学生の能力に応じて高度な技術の習得ができるよう工夫している。また、スキルアップのための資格取得の勧奨をしており、「ICTプロフィシエンシー検定試験」や「幼保英語検定」の合格者、その他英語系検定についてはCEFRに基づく基準に達した有資格者に、授業単位の認定をおこなっている(備付)。

また、希望者に対し、ニュージーランドに1か月の留学を実施している(備付)。また、3年次(専攻科)の学生を対象に、令和 7(2025)年度は 10 月から 11 週間のカナダへの留学を実施した(専攻科生 7 名)。このように、カナダ・バンクーバーにてブリティッシュ・コロンビア州のアシスタント保育士資格の取得を目指せる環境を準備している。国際こども教育コースでは海外の保育士資格取得を目指す学生のために、語学力習得や異文化の体験など様々な取り組みをおこなっている。令和 7(2025)年 10 月には、国際こども教育コースの 1 年生、2 年生の合同授業を実施した。クッキー作りを通して、英語のレシピの理解や、英語での学年を超えた交流を行うことができた。また、11 月には 2 年次の学生がインターナショナルプリスクールや附属幼稚園の EIC クラスを訪問し、英語での保育幼児教育をおこなう現場での保育体験や先生方への質問を通して、英語を介した子どもとのコミュニケーションや保育の方法、多様性などの学びを深めることができた。

本学では通信制による教育はおこなっていない。

附属図書館には専門的職員(司書)が常駐している。また、その他の事務職員も学生の学習向上のために支援を行っている。具体的には、教務課、学生支援室、実習センター、国際センター、入試広報室、総務課(会計担当・用務担当)の職員が各課・職員間で連携を図りながら学生の卒業に至る支援をおこなっている。

留学生の受け入れは必要に応じて留学生特別選抜の枠で実施している。

教員は、GPA や 23 能力、履修カルテなどで把握し、面談などを通して学生の学習成果獲得状況について確認し、成果の振るわない学生に対して適宜指導をおこなっている。また、「文章表現法」や「English Conversation」「幼児音楽」などの科目については、学習成果別の少人数授業を実施することによって、学習成果が期待できる教授方法を工夫している。このように、学習支援の様々な方策を IR センターによる分析データを基に検討し、短大企画本部を中心に点検をおこなっている。

〔区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-D-2の現状>

学生の生活支援は教職員が一体となっておこなっているが、組織としては学生支援委員会(提出-規程集)がその中心を担っている。以下の表は学生支援委員会の業務内容である。

就職支援		学生支援室の職員は担任と連携し、学生の適性を考えた就職相談・職業紹介をおこなっている。ハローワークのジョブサポーターの協力も得ている
学 生 生 活 支 援	学生会	Felicia Festival (文化祭)などの企画の運営をサポートしている
	クラブ活動	クラブ活動の登録などのサポートをしている
	学校生活	学生生活の諸問題について、教職員が相談に応じている
	各種アンケート	就職先アンケート・卒業後フォローアップアンケート・就職指導に関するアンケートなどを実施・集計し、次年度の学生支援の参考としている
	保健業務	健康診断をおこなうとともに、結果を保管し、学生の健康面のサポートをしている
	保険業務	学生教育研究災害傷害保険・付帯賠償保険の事務処理をおこなっている
	学生相談	学生相談(カウンセリング)の予約受付をしている
奨学金		日本学生支援機構、その他の奨学金の募集、選考、推薦をしている
ボランティア募集など		保育士、幼稚園教諭を目指す学生に適したアルバイト、ボランティアについて

	での掲示をしている
学生研修	新入生対象の研修の企画・運営をしている

学生支援委員会は、委員会以外の教員とも連携を取るとともに FS 会において必要な内容を報告し、他の教職員とも情報共有している。定期的に、学生支援委員会を開き、学生生活の情報を共有し、行事などが、円滑に運営・実施ができるよう対応している。学生支援の活動は、就職支援、奨学金申請手続きと利用状況の確認、健康面の管理、学生障害保険の手続き、ボランティアの窓口など多岐にわたり、学生生活全般をサポートしている。学生にとって安心して落ち着いた生活ができるように、組織的な活動がおこなわれている。

学生が主体的に参画する活動をおこなうための支援として、クラス委員・文化祭実行委員・キャンパス美化委員・アルバム委員の活動の支援を必要に応じておこなっている。例年、秋には「Felicia Festival(文化祭)」を開催している。文化祭は、本学の主要な行事であり、教職員は様々な面で学生をサポートしている。毎年、学習成果の発表(幼児音楽、キャリアデザイン・キャンパスライフデザインの企画とプレゼンテーション)などクラス単位・グループ単位の発表があり、日頃の活動成果を披露している。例年、フェリシア幼稚園等の園児たちとその家族が多く来場しているため、園児たちが興味関心を持つような歌遊びや、クラス企画などをおこなっている。また、フェリシア高等学校が来場する日を設け、大学の学びを吸収する機会とし、進学意欲向上につなげている。在学生の家族も多く来場して、学生生活の様子を知る機会となっている。例年、法人内の併設高等学校・附属幼稚園・保育園、また地域住民に対しても案内をしており、令和 7 年(2025)には合計 565 名(在学生は除く)の来場者があった。

学生食堂については、学生の栄養バランスや食育についても配慮できるよう無料でランチ提供を行っており、令和 6 年(2024)には業者の見直しを行い、質の維持・向上に努めている。キャンパス・アメニティについては、パン・お菓子・飲み物・アイスの自動販売機を設置しているほか、事務局窓口では生理用品、履歴書などの販売もしている。

宿舎が必要な女子学生に対しては、学校法人明泉学園収益事業部の管理する一般賃貸住宅「フェリシア三輪」を紹介している。当該物件は本学から徒歩 18 分のところにあり、室内には、エアコン、電子ピアノが設置してある。管理を担っている学校法人明泉学園収益事業部は、本学の学生支援室と密に連絡をし、学生の相談に応じ、保護者とも連携して学生生活全般にわたってサポートできる体制をとっている。

学生の通学については、交通安全を図るため公共機関(電車・バス)の利用を奨励しているが、バスの減便などの社会変化に伴い自転車やバイク、自家用車での通学も許可している。バスは小田急線の鶴川駅よりフェリシアこども短期大学前と緑山住宅循環(けやき通り下車)の 2 系統があり、各路線とも一般市民の利用もあるため、バス乗車のマナーについて、教職員が指導をおこなっている。車両通学については登録制となっており、交通安全オリエンテーションを終了した学生にのみ許可を与えている。約 30 台の駐輪可能な自転車置き場に加え、バイク置き場や学生専用の駐車場を設けている。

本学には、学生への経済的支援の一つとして奨学金制度がある。学外奨学金である日本学生支援機構の奨学金制度(給付・貸与)に加えて、学内奨学金(提出-規程集)としてフェリシアこども短期大学奨学金(給付)を設けている。いずれも学業・人物ともに優秀な学生で、かつ経済的理由により就学が困難である者が対象となっている。

ア. 日本学生支援機構の奨学金制度

日本学生支援機構の奨学金への応募は、高等学校在籍時に予約採用している学生が年々

増加している。奨学金希望者の選考方法は、日本学生支援機構の推薦・選考方針に則り、教員が面接をおこなった上で、支援機構へ申請している。選考の時点から将来の返還の際にできるだけ負担がかからないよう貸与額を設定するよう指導をおこなっている。

令和 7(2025)年度日本学生支援機構奨学金採用者一覧 ※延人数						
	貸与型(第一種)		貸与型(第二種)		給付型	
	1 年	2 年	1 年	2 年	1 年	2 年
予約採用	1	0	2	0	3	0
在学採用	0	1	5	0	10	11

イ.フェリシアこども短期大学の奨学金制度

本学の学生で、人格的に優れ向学心が旺盛な者、または、学習意欲が高いにも関わらず経済的に困窮している学生に対し、以下 3 種類の給付制奨学金を設けている。

種 類	内 容	令和 7(2025)年度 給付人数
① アンナ奨学金 (若干名)	入試における奨学生選考の推薦を経て、入学金を免除、または減免するもの	5 名(本科) 11 名(専攻科)
② カタリナ奨学金 (若干名)	入試における奨学生選考の推薦を経て、授業料を免除、または減免するもの	19 名(特待奨学生 10 名、 資格スカラシップ 8 名、 社会人 1 名)
③ マリア奨学金 (若干名)	在学中における奨学生選考の結果、授業料を免除、または減免するもの	7 名

短期大学の奨学金は、希望者を募り、いずれの奨学金も担任所見をもとに複数の教員が面接をおこない、奨学金選考委員会の審議を経て決定している。

学生の健康管理は学生支援室でおこなっている。1 階に保健室があり、体調不良の場合には職員の判断により使用することができる。また、年に一度健康診断を実施し、学生の健康管理をしている。学生の健康上の悩みや相談については、学生支援室の教職員が中心となり、各担任と連携しながら支援をしている。

メンタルヘルスケアについては、学生相談室が中心となり適切に対応できる体制をとっており、学生相談室員の他、週に 1 日専門のカウンセラー(公認心理師・臨床心理士)1 名が来校し、事前予約をした上でカウンセリングを受けられるようになっている。カウンセリング室は人目を気にせず来談できるよう校内の教室とは離れた場所にあり、物理的にも配慮している。カウンセラーは学生相談室長と定期的なカンファレンスをおこない、学校側として必要な対応を協議している。カウンセリングの状況については、件数は教授会で報告しているが、その他では一切公表していない。

学生生活に関して、学生代表者の意見聴取の機会を設けるだけでなく(備付)、学生全員に対しても、就職指導に関するアンケート(備付)や卒業時アンケート(備付)を実施し、学校の満足度や学生支援サービスの利用しやすさなど学生の意見や要望の聴取をおこない、改善に努めている。

社会人について、令和 6(2024)年度生は 3 名を社会人特別選抜によって受け入れた。この選抜

による合格者に対しては、入学後、授業料 10 万円を減免し、社会人学生が大学生活全般および学習に取り組みやすいよう経済的にも支援をおこなっている。

新校舎建築時に、校舎全体をバリアフリー化し、障がい者受け入れのための支援体制を整えた。例えば障がい者用トイレ・エレベーター・自動ドア・スロープを設置するなど、校舎のバリアフリー化を進めた。

長期履修生の受入れ体制は、学則第 26 条に記載されており、長期履修学生規程(提出-規程集)が定められている。過去には長期履修生が在籍・卒業した実績はあるが、令和 7(2025)年度は在籍していない。

学生のボランティア活動は貴重な社会経験であると同時に本学の建学の精神である「愛の教育」を養うことができると考え、大学として活動を推奨している。そのため、学内外でのボランティア活動歴を集計し、卒業時に奉仕功労賞を贈ることにより評価している。実際に保育所、幼稚園などでボランティア活動することは、学生の自ら考えて行動する力を養う機会として、保育者になるための成長を支えているものと捉えている。今後も、活動をさらに充実させ、学生が社会で触れ合う実体験の場を増やしたいと考えている。

【区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

本学での就職支援は教職員が連携しておこなっているが、その中心的役割を担っているのが学生支援委員会である。学生支援の窓口では職員 1 名が常駐して学生の就職相談に応じている。学生支援委員会に所属する教員と 2 年生の担任が、学生の就活状況について情報共有するなど、教職員が相互に情報交換をしながら個々の学生の支援に当たっている。

学生支援委員会では、就職先から送付されてきた求人票などの資料をファイル化し、学生がいつでも閲覧できるようにしている。ファイルは種別・地域別にまとめ、前年度の求人票や過去の受験報告書なども学生は自由に閲覧することができる。また、令和 5(2023)年度より、就職説明会や就職フェアの情報を掲示だけでなく、学生がオンライン上でもデータを閲覧できるようにした。令和 8(2026)年度からオンライン上の園情報検索システムである「エンマップ」を導入し、学生がアプリを使って求人票を検索できる機会を拡充する準備を進めている。

【求人件数の推移】

令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
1,661 件	1,473 件	1,260 件

上記のように、毎年多くの求人が寄せられている。就職相談の際には、2 年進級時に学生が提出した進路調査フォームを参考にしている。また、Google スプレッドシート「就職状況一覧」(備付)により、教職員は学生の就職状況を共有している。園研究や園見学の指導、履歴書作成、面接練習は、2 年担任及び学生支援委員会の教職員が担当している。

本学は、保育者養成校であることから、ほとんどの学生が就職に直結する保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得することを目標としており、この資格・免許取得に必要な実習はインターンシップの場としても機能している。本学の卒業生は保育・福祉関係に就職するケースがほとんどであり、就職に際して保育士資格、幼稚園教諭免許が求められるため、免許・資格の取得見込みについての状況把握をするとともに、相談やアドバイスなど、必要に応じた支援をおこなっている。就職支援対策については、2 年次の卒業必修科目である「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」の授業を中心に支援をおこなっている(備付)。特に、幼稚園・保育園・施設の園長や採用担当者による学内就職説明会や学内の職員が面接官になって実施する面接シミュレーションなど、授業内で学生全員が就職支援を受けられるような体制になっている。また、公立保育士希望者を対象に公務員試験対策講座をおこなっている。少人数指導により、それぞれの志望自治体にあわせた情報提供、筆記試験の教養・専門科目の勉強方法、小論文指導、面接指導をした結果、令和 5(2023)年度並びに令和 7(2025)年度は公立保育士をそれぞれ 1 名輩出している(備付)。

【公務員試験対策講座参加人数】

令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
10 名	14 名	22 名

一般企業就職希望者に対しては、厚生労働省管轄の新卒応援ハローワーク(八王子)より就職支援ナビゲーターを月 1 回派遣してもらい、就職相談を実施している。介護職に興味のある学生には、東京都が実施している介護職員初任者研修を紹介している。令和 5(2023)年度は同研修を 1 名が修了している。

その他、授業の一環として、消防署による救命技能認定講習を毎年 1 年生を対象に実施している。また、准学校心理士の資格についても、教務課でまとめて申請し、資格を取得している。さらに、社会福祉主事任用資格については、「社会福祉」「子ども家庭福祉」「子育て支援」、「子ども家庭支援論」「保育原理」「教育原理」の 6 科目の単位を取得した場合、卒業とともに資格取得が可能である。

学生が卒業する直前の 2 月中旬に「就職指導に関するアンケート」(備付)を実施し、卒業時の就職状況と合わせて分析し、次年度の就職指導に役立てている。その他、卒業生には「卒業後フォローアップアンケート」(備付)、就職先には「就職先アンケート」(備付)をおこない、内容を分析・検討している。また、学生の実習訪問・巡回時に、卒業生が就職している園・施設に、勤務状況を聞き、学生支援委員会で情報を共有することにより、就職支援の際に役立てている。

進学に対する支援として、学生支援スペースに大学編入・専攻科進学ファイルを用意している。指定校推薦をいただいている大学については、学生ハンドブックに記載して学生に周知している。指定校推薦を希望する学生が所定の条件を満たせば、学生支援委員会の教員が面接をして学内選考で決定する。進学を希望する学生に対して、個々の進学志望先に応じて教員が面接、助言、小論文作成指導などの支援をしている。

卒業後の留学に対しては、専攻科修了生が中心となるが、数が少ないため個別に相談を受けている。特にカナダへの留学の場合は現地教員が支援する体制になっている。

＜テーマ 基準 II-D 学生支援の課題＞

特になし

＜テーマ 基準 II-D 学生支援の特記事項＞

特になし

＜基準 II 学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況。

	今回の自己点検・評価の課題	改善計画
基準 II -A	シラバスにおいて、15 週目を定期試験としており授業の実施・評価に関し不適切な点がみられるので、シラバス内容の確認を組織的に行い、改善が望まれる	改善済
基準 II -B	特になし	特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

なし

提出資料-規程集

学校法人明泉学園 組織運営規程
 学校法人明泉学園 フェリシアこども短期大学 正職員就業規則
 学校法人明泉学園 フェリシアこども短期大学 契約職員就業規則
 学校法人明泉学園 海外出張旅費規程
 フェリシアこども短期大学 人事委員会規程
 フェリシアこども短期大学 教員選考基準
 フェリシアこども短期大学 FD・SD 委員会規程
 フェリシアこども短期大学 倫理委員会規程
 フェリシアこども短期大学 事務組織規程
 フェリシアこども短期大学 研究活動公正化推進規程
 フェリシアこども短期大学 研究活動に係る不正防止規程
 フェリシアこども短期大学 研究費支給規程

備付資料

教員個人調書[様式 21]
 教育研究業績書[様式 22]
 フェリシアこども短期大学国際こども教育研究センター紀要 2022
 フェリシアこども短期大学国際こども教育研究センター紀要 2023
 フェリシアこども短期大学国際こども教育研究センター紀要 2024
 教職員一覧
 FD 活動記録 2023
 SD 活動記録 2021
 SD 活動記録 2022
 SD 活動記録 2024
 校務分掌表

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)又は基幹教員とその他教員を配置している。

- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、教育理念である「愛を持って乳幼児を育成する保育者の養成」に基づき、保育・教育に必要な専門知識と技術を教授できる教員組織を編制している。

短期大学および学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。令和7(2025)年5月1日における専任教員数は下表のとおりである。

学科名	専任教員数(人)						設置基準に定める教員数(人)	
	教授	准教授	講師	助教	助手	計	[イ]	[ロ]
国際こども教育学科	6	1	5	2	1	15	10	3
計	6	1	5	2	1	14	10	3

[イ]学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

[ロ]短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

また、本学国際こども教育学科は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「幼稚園教諭二種免許および保育士資格」という二つの免許・資格が取得できる教育課程とし、教員組織を編制している。幼稚園教諭二種免許状を取得できる教員養成の認定課程を置く短期大学として、また、指定保育士養成施設として、関連法令および設置基準等を遵守し、その改正等にも適切に対応している。

専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定に準拠した「フェリシアこども短期大学 教員選考基準」(提出-規程集)を定めて運用している。なお、専任教員の学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は、ホームページの教員紹介において公表している。

教員の配置は専任教員および非常勤教員ともにカリキュラム・ポリシーに基づいておこなわれている。教育課程を実施するにあたり、専任教員が中心となり、非常勤教員がその補完をしていく態勢が取られている。非常勤教員に対しても、FD・SD 研修会などにおいて専任教員・非常勤教員相互の意思統一を図り、学生が学習成果を獲得できるよう努めている。

非常勤教員の採用については「フェリシアこども短期大学 教員選考基準」(提出-規程集)に基づいて、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用し、カリキュラム・ポリシーに基づいて採用している。

授業科目「子どもの食と栄養」「幼児教育と情報機器演習Ⅰ」「幼児教育と情報機器演習Ⅱ」には補助教員を配置していることにより、きめ細やかな指導が可能となり、教育内容の伝達と定着が向上している。また、その他の授業においても、複数の授業担当者を置くことで、より丁寧な指導を可能にしている。

教員の採用や昇任は、人事委員会(提出-規程集)により「フェリシアこども短期大学 教員選考基準」(提出-規程集)・「学校法人明泉学園 就業規則」(提出-規程集)に基づいて厳格に審査がおこなわれ、審議した事項を理事長および学長に報告し許可を得て決定している。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等)は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育研究活動を行っている。各専任教員は、専門分野に関する技術や専門知識についての情報収集をすることを目的に所属学会や研修会等に参加して自己研鑽を重ねるとともに、学会発表や論文執筆等を行っている。また、専任教員の主な研究業績をホームページで公開している。

令和 7(2025)年度においては、科学研究費補助金等の外部研究費を 1 件獲得している。

科学研究費

研究種目	研究課題名	研究代表者
基盤研究(C)	保育者志望学生を対象とした共生意識を育む合理的配慮の理解教育モデル開発 (JSPS25K06091)	中村 麻衣子

研究活動に関する規程は、「フェリシアこども短期大学 研究活動公正化推進規程」(提出-規程集)「フェリシアこども短期大学 研究活動に係る不正防止規程」(提出-規程集)、「フェリシアこども短期大学 研究費支給規程」(提出-規程集)として整備している。

研究倫理を遵守するための取り組みは、「フェリシアこども短期大学 倫理委員会規程」(提出-規程集)に基づき、研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合における適正な対応の検討をすることになっている。また、倫理委員会による研究倫理教育を全教員および研究費取扱い事務職員対象に毎年実施している。

本学は専任教員の研究成果の発表の場として、国際こども教育研究センターによる、『フェリシアこども短期大学国際こども教育研究センター紀要』(備付)(年1回発行)がある。投稿資格は原則本

学の専任教職員であるが、国際こども教育研究センターの認めた者に対しても発表の機会を設けている。本紀要は厳正な査読審査が行われ、論文掲載の可否を決定している。

教員は週 1 日～3 日間の研究日を取得できる体制である(備付)。

教員の留学・海外派遣・国際会議出席等に関する規程は、「学校法人明泉学園 海外出張旅費規程」(提出-規程集 17)に示されている。平成 29(2017)年度から開始された学生の海外フィールドワークの引率など、海外に出かける機会が増えている。なお、令和 3(2021)年度はコロナウイルス蔓延のため中止していたが、令和 4(2022)年度以降は、カナダ、ニュージーランドでの海外フィールドワークを再開し、令和 7(2025)年度は、カナダに 7 名、ニュージーランドに 15 名が参加した。このような海外活動については、フェリシアこども短期大学国際こども教育研究センター紀要に報告書を載せている。

本学には「フェリシアこども短期大学 FD・SD 委員会規程」(提出-規程集)があり、FD 研修会を教育における課題解決、教員の教育技法(授業法、成績評価法、情報機器利用法)の向上、ひいては授業・教育方法の改善を目指し実施している(備付)。

本学の専任教職員は各クラスの担任として、それぞれの委員会組織と連携を取り、学生の学習成果の向上に取り組んでいる。教学面では教務委員会、実習センターと連携し出席状況、単位取得状況、実習状況を把握し協力して対処している。また学生生活においては、学生支援委員会と連携し奨学金などの経済的支援や健康管理等、学習成果の獲得に向けた取り組みをしている。就職指導においても学生支援委員会と連携しおこなっている。各委員会では数種類のアンケートを実施し、IR センターを中心にそのデータを取りまとめ、本学 HP にて公表している。また、必要に応じて分析結果を、短大企画本部や教授会で検討し、学生の指導や授業内容の改善に役立てている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は、学長の命を受けた事務局長が組織の長となり運営をしている。職員はフェリシアこども短期大学校務分掌表(事務分掌含む)により各自の担当が割り当てられ職務をおこなう(備付)。校務分掌表では、職員は教員と共に委員会組織に加わり職務を遂行する。

事務職員は教務課、学生支援室、実習センター、国際センター、IR センター、国際こども教育センター、入試広報室、総務課、附属図書館の部署があり、それぞれ部署に専門的な知識を有する職員を配置し、部門の業務を担当している。また、個々の職員が様々な職務を担当することにより(ジョブローテーション)、職員間の業務遂行能力を向上させている。事務分掌の概略を以下に示す。

部署	主な分掌
教務課	教育課程の編成および教育計画、学籍・成績等学生に関すること 教授会、教員の学芸研究等教員に関すること
実習センター	学生の教育実習、保育実習にかかる事務に関すること その他実習に関すること
学生支援室	学生の生活指導、就職指導、福利厚生、奨学金等学生に対する支援
入試広報室	入試に関する事務処理全般 入試業務・受付・試験の実施・選考に関すること 広報・募集に関すること 学校案内等の企画・運営、入試情報に関すること
総務課	職員の人事・服務、福利厚生・保健に関すること 規則等の整備 施設の警備・保安に関すること 他の担当に属さない業務に関すること 予算・決算、金銭出納に関すること 固定資産および物品の管理に関すること 学生の授業料に関すること
附属図書館	図書館の企画運営、資料収集および管理 資料閲覧および貸出に関すること図書館における業務全般

管理職は、事務職員の適性を把握し、各々の能力を十分発揮できるように環境を整えている。職員は、毎朝の朝礼において、それぞれの業務およびスケジュールを把握し、間違いが起こらないよう複数の職員で業務遂行を心掛けている。また、学内の SD 研修会や日本私立短期大学協会、東京都短期大学協会等が開催する研修会、その他機関の講演会を利用し、事務能力の向上を図っている。このように、職員は新しい情報の獲得や、業務遂行のためにより深い専門性を得られるように常に資質向上を図っている。

事務組織に関する規程は、フェリシアこども短期大学規程集に「フェリシアこども短期大学 事務組織規程」(提出-規程集)、学校法人明泉学園規程類集には、「学校法人明泉学園 組織運営規程」(提出-規程集)を整備している。

事務室は、図書館以外の部署が全て同じ執務室内に配置されており、業務連携がスムーズにおこなえるようになっている。事務職員にはパソコン機器が一人 1 台ずつ配備され、事務室内には、複合機(プリンター、コピー機、FAX)を設置しているほか、印刷室には非常勤講師も利用可能なコピー機が設置されている。事務用品等の消耗品は事務室の庶務担当が一括管理し、備品の補充がおこなわれる。

SD 活動は FD・SD 委員会規程(提出-規程集)に基づきおこなわれている。令和 7(2025)年度は、以下の研修会がおこなわれた。(備付)

①2025 年度入試及びオープンキャンパス計画の確認と、2026 年度入試実施及び入学者に関する振り返り

②学校法人会計会計基準の基礎知識

③教職共同で進める将来構想

教務担当者、実習担当者、学生支援担当者は、教職課程や日常起こる相談業務、就職支援に対し状況の説明や支援の依頼等、必要な知識を共有している。また、より良い業務遂行のため、状況に合わせた業務の見直しや事務処理の改善に努め、教育研究活動等の支援を図っている。

日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価については、複数人体制で間違いを起こさないよう心がけている。業務に関しては効率の良い方法を追求し、時間を多く費やすことのないよう最善の

方法を導き出すことが不可欠である。問題が見られた場合は、職員間で情報共有を行い、速やかに改善をおこなっている。

事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するように教員や関係部署と連携している。平成26(2014)年 11 月から教授会とは分離した教職員組織として「学科会」を置き、学内における議題・報告案件を教職員が共有できるようにしている。学科会は全教職員が構成員であり、自由な意見交換ができる場として運用されている。各委員会からの伝達事項や学生指導の在り方、文部科学省や厚生労働省の指針および通達の周知、それに向けた活動計画等を議題としている。さらに各委員会からの審議事項、各担任による学生の状況報告、その他の報告事項を共有し、教職員間で連携を図っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。〕 ※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

学生の学習成果を確実に獲得させるため、本学では教職協働による組織的なサポート体制を敷いている。具体的には、学生の修学状況を可視化する「履修カルテ」を導入しており、これをもとに教務委員会や教授会が定期的な検証・見直しを行う体制を整えている。

また、教育研究の質向上に関する責任の所在も明確にしている。教員は年度初めに研究目標を設定し、年度末に成果報告書を提出する仕組みを構築しており、学長をはじめとする執行部がその統括と質保証の責任を担っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員の FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
①教員は、FD 活動を通じて授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

教職員および指導補助者の資質・能力向上を組織的に図るため、「FD・SD 委員会規程」を整備し、同委員会のもとで計画的な研修活動を展開している。

(1)SD 活動については、同規程に基づき事務職員等を対象とした研修を適切に実施している。(2)教員の FD 活動についても同規程に則り、年 4 回の研修会を定期的に開催して授業改善に繋げている。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
- (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

(1)教職員の就業に関する諸規程を整備している。

法人事務局が人事・労務管理を所掌し、就業規則、給与規程、育児・介護休業規程等の諸規程を整備している。また、令和 7 年 4 月施行の改正私学法に基づくガバナンス・コードも追加整備した。労働基準法をはじめとする関係法令の改正に合わせ、毎年度、規程の整合性を検証する体制を構築している。

(2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

整備・改定した諸規程は、短期大学事務室等の各事業所に備え置くとともに、学内共有サーバーに格納し、全教職員が常時閲覧・確認できる環境を整えている。なお、新規採用時には、これら諸規則等に関する説明を個別に実施している。

(3)教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

短大教職員の労務管理は短大事務局長が統括している。出退勤管理システムを用いて労働時間を客観的かつ適正に把握し、36 協定の遵守、時間外労働の抑制、年次有給休暇の確実な取得など、諸規程に則った適切な運用を徹底している。

(4)教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

教員の採用・昇任は、教員選考基準や教員評価基準に基づき、業績審査や面接等の厳正な手続きを経て決定している。事務職員についても、就業規則などに基づき、公正で透明性の高い手続きを担保している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

- ・ 限られた人員体制の中で DX 推進等による業務効率化を図り、さらなる超過勤務の縮減と有給休暇取得率の向上を継続的に推進すること。
- ・ 改正私学法の施行に伴う新ガバナンス体制を円滑に機能させるため、SD 研修の高度化による事務職員の専門性向上と、次世代の管理職人材を育成すること。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

ハラスメント防止規程に基づく相談窓口を設置している。また、外部講師を招いたコンプライアンス・ハラスメント防止研修を定期的の実施し、健全な職場環境の維持に組織的に取り組んでいる。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

なし

提出資料-規程集

学校法人明泉学園 経理規程
 学校法人明泉学園 経理規程施行細則
 学校法人明泉学園 資金運用管理規程
 学校法人明泉学園 資金運用管理規程施行細則
 学校法人明泉学園 固定資産及び物品管理規程
 学校法人明泉学園 固定資産及び物品調達規程

学校法人明泉学園 水道衛生管理規程
学校法人明泉学園 校外施設管理規程
学校法人明泉学園 危機管理規程
フェリシアこども短期大学 防火・防災規程
フェリシアこども短期大学 附属図書館資料収集管理規程

備付資料

建物見取図
図書館見取図

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
 - ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

(1)校地の環境と面積の充足

学生の学修や交流、憩いの場にふさわしい、緑豊かで安全な教育環境を保持している。令和7年度末の校地面積は、短期大学設置基準に定める必要面積を充足している。

校地面積 53,425 m ²	設置基準面積 2,600 m ²
----------------------------	-----------------------------

(2)運動場・体育館・厚生施設の整備

学生の体育授業やサークル活動、厚生補導に供するため、運動場、体育館の施設を適切に設けており、必要な備品や器具も完備している。保育者養成校として運動場にアスレチックなどの木製遊具を設置し、附属の園児の情操教育の場を提供している。

(3)校舎の施設と面積の充足

教育研究活動に支障のないよう、教室、研究室、事務室等の必要な施設を備えている。令和7年度末の校舎の合計面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。

校舎面積 6,639 m ²	設置基準面積 2,850 m ²
---------------------------	-----------------------------

(4)学生の交流・休息用空地

キャンパス内には、学生が授業の合間に歓談や休息、自主学習等に利用できるラウンジや学生食堂等のスペースを適切に配置している。

(5)障がい者への対応(バリアフリー)

正門から校舎へのスロープ設置、エレベーター、多目的トイレの配備、段差の解消など、障がいを持つ学生や来校者が安全に移動・活動できるよう、全面的なバリアフリー化を図っている。

(6)教育課程方針に基づく教室の整備

カリキュラム・ポリシーに基づき、講義室のほか、保育実習室、ピアノレッスン室、調理実習室等の専門的な演習・実習室を適切に整備している。

(7)専任教員・基幹教員の研究室

専任教員に対し、個室仕様の研究室を全員分整備しており、教員が教育研究活動や学生指導(オフィスアワー等)を円滑に行える環境を確保している。

(8)専門職学科の実習施設

本学は専門職学科は開設していない。

(9)通信教育用施設の整備

本学は通信による教育を行う学科等は開設していない。

(10)授業用機器・備品の整備

各教室にプロジェクター、スクリーン、PC、電子黒板等の ICT 機器を配備している。アクティブ・ラーニングやメディアを用いたハイブリッド授業に対応できるよう、機器の計画的な更新を行っている。

(11)図書館資料の系統的整備と提供

図書館を中心に、本学の専門分野(保育・幼児教育等)に関連する図書、学術雑誌、電子メディア等を「図書館資料選書基準」に基づき系統的に収集・整備し、学生や教職員に広く提供している。

令和 7(2025)年度末の蔵書数は 38,403 冊(うち和書 38,031、洋書 372)、受入学術雑誌数は 13 タイトル、AV 資料数は 675 点であり、乳幼児教育関連の資料や辞書・辞典等の参考図書を随時補充している。特に実習に不可欠な絵本(5,042 冊)・紙芝居(532 冊)などを揃えている。国際こども教育学科として、世界のこどもの育ちに興味関心をもち、多文化を理解するため洋書絵本を 292 冊揃えている。テーブル席が 29 席、カウンター席が 9 席、ラーニングコモンズが 4 席となっている。

購入図書等選定システムとしては、図書委員会より学生および教員に対し随時購入希望図書を募り、加えて司書が学生からのリクエストや参考資料、授業・実習等学科関連の基本的資料を中心に選定し、図書委員会で検討し、購入している。選書の基準は、(1)教職員の教育・研究に資するもの、(2)学生の勉学・教養の育成に資するもの、(3)図書館に不足していると思われる分野のものなどとなっている。図書館所蔵の資料に関しては、蔵書点検を毎年実施し、所在の確認や破損資料の補修などをおこなっている。図書等の除籍については、「フェリシアこども短期大学 附属図書館資料収集管理規程」(提出-規程集)の中に定められている。

(12) 図書館等の利用促進環境の整備

OPAC (オンライン蔵書検索システム) や電子データベースの導入により、必要な情報へのアクセスを容易にする環境を整えている。

①購入図書等選定システムや廃棄システムの確立: 「図書館資料選書基準」および「図書館資料除籍に関する内規」を定め、明確な基準のもとで購入・廃棄を適切にコントロールしている。

②他大学図書館等との協力・連携: 他の短期大学や地域の公立図書館等との相互利用・ネットワーク連携に努め、自学未所蔵資料の借用や複写依頼を迅速かつ円滑に行える体制を構築している。

(13) 遠隔授業等に向けた場所の整備

多様なメディアを高度に利用したオンライン授業の受講環境を整備するほか、学内 Wi-Fi が完備された自習スペースや PC 教室等を適切に配置・運用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

(1) 固定資産管理規程等の整備

法人の財務諸規程の中に「固定資産および物品管理規程」「固定資産および物品調達規程」などを整備し、資産・物品の管理責任を明確にしている。

(2) 施設設備・物品の維持管理の実行

整備された諸規程に基づき、施設・設備(消防設備、空調設備、水質検査等)、物品の定期的な点検、修繕、棚卸しを行い、教育研究活動を安全かつ円滑に維持できるよう適切に管理している。

(3) 火災・地震・防犯対策の規則整備

「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」や消防計画、防犯規則等を整備し、災害や事件の発生時に迅速に対応できる組織体制を敷いている。

(4) 定期的な防災・防犯点検と訓練の実施

消火器や火災報知器等の法定点検を確実に実施するとともに、「緊急連絡網」を活用した連絡訓練、および短期大学全学生を対象とした避難訓練を毎年度定期的に実施している。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策

学内ネットワークへのファイアウォール設置、ウイルス対策ソフトの自動更新、教職員アカウントへの 2 要素認証導入など、情報セキュリティ対策を講じて個人情報や重要データの漏洩を防止している。

(6) 省エネルギー・省資源・地球環境保全の配慮

太陽光発電システム及び蓄電装置の設置、施設内の照明の LED 化、エアコンの温度管理、ペーパーレス化の推進、ゴミの分別回収・リサイクルの徹底など、地球環境に配慮した取り組みを行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

5～10 年後において建築後一定年数が経過した校舎・設備の改修問題が顕在化する。中長期

的な施設整備・修繕計画の策定と、それに連動した維持管理財源の計画的確保が課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

地域社会との連携の一環として、大学の施設（体育館や教室等）を子育て支援活動や地域住民の活動の場として広く開放し、物的資源の有効活用と社会貢献を果たしている。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

なし

提出資料-規程集

なし

備付資料

学内LAN敷設状況

パソコン教室の配置図

〔区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

- (1) 技術サービス・専門的支援・施設向上を図っている。
- (2) 学生・教職員への情報技術トレーニングの提供をしている。
- (3) 技術的資源・設備の計画的維持・整備をおこなっている。
- (4) 技術的資源の分配の見直しと活用をおこなっている。
- (5) 教職員への情報機器の整備に取り組んでいる。
- (6) 学習支援用学内 LAN の整備・活用・管理をしている。
- (7) 教職員による新しい情報技術の活用に取り組んでいる。
- (8) 特別教室（コンピュータ教室等）の整備に取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

特になし

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

計算書類[令和 5(2023)年度][令和 6(2024)年度][令和 7(2025)年度]

財産目録[令和 5(2023)年度][令和 6(2024)年度][令和 7(2025)年度]

提出資料-規程集

学校法人明泉学園 経理規程

学校法人明泉学園 経理規程施行細則

学校法人明泉学園 資金運用管理規程

学校法人明泉学園 資金運用管理規程施行細則

備付資料

なし

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① **資金収支・事業活動収支の均衡**：過去3年間の(令和5～7年度)の学校法人の経常収支差額比率は下表のとおりである。少子化の影響を受けつつも、経費節減と効率的な運営により、経常的な収支の均衡を維持している。なお、日本私立学校振興・共済事業団(以下、私学事業団)の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」においては、「A:正常」を維持している。

令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
9.7%(4.2%)	12.8%(3.3%)	8.8%(—:未公表)

※注:上表の(○%)は、私学事業団が公表する「今日の私学財政:大学法人(除く医歯系法人)」の全国平均値を示している。以下の付表においても同様。

② **収入超過・支出超過の理由の把握**：短期大学の入学定員充足状況が収支に与える影響を每期分析・検証している。収支の変動が見込まれる場合は、迅速に補正予算を編成する体制をとっている。

③ **貸借対照表の健全性維持**：令和7年度末における主要な貸借対照表関係比率は下表のとおりである。資産と負債のバランスを注視・管理し、高い純資産構成比率や積立率を維持するなど、健全な財務体質を継続している。

総負債比率	純資産構成比率	特定資産構成比率	積立率
10.7%(11.8%)	89.3%(88.4%)	41.1%(23.7%)	106.6%(74.9%)

※注:上表の(○%)は、私学事業団が公表する「今日の私学財政:大学法人(除く医歯系法人)」の令和6年度決算の全国平均値を示している。

④ **短期大学財政と法人財政の関係把握**：学校法人全体の財政基盤と短期大学部門の財務状況を明確に分離して把握し、相互補完体制のもとで全体の健全性を担保している。短期大学部門の経常収支差額はマイナスであるが、法人全体の経常収支差額によって補填・カバーしている。

⑤ **短期大学の存続を可能とする財政の維持**：中期経営計画に基づく財務シミュレーションを実施し、法人および短期大学の存続と教育の質保証に必要な流動資金および自己資金を確実に確保している。

⑥ **退職給与引当金等の適正な引き当て**：将来の退職金支給に備え、計算基準に基づき退職給与引当金を100%計上するとともに、同額を退職給与引当特定資産として原資を確保している。

⑦ **資産運用規程の整備と適切な運用**：「資産運用管理規程」に基づき、毎年度当初に運用方針を評議員会へ諮問し、理事会の承認を経て、上場投資信託や有価証券を中心とした確実かつ適切な管理・運用を行っている。

⑧ **教育研究経費の経常収入比率**：過去3年間(令和5～7年度)の法人全体の教育研究経費比率は下表のとおりである。教育の質を担保するため、教育研究経費へ適切な資金投入を維持している。

令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
34.5%(36.6%)	32.8%(37.3%)	33.4%(—:未公表)

※注:上表の(○%)は、私学事業団が公表する「今日の私学財政:大学法人(除く医歯系法人)」の全国平均値を示している。以下の付表においても同様。

⑨ **教育施設設備・学習資源(図書等)への資金配分**: カリキュラムや学生の学習ニーズに対応するため、予算編成時に図書館図書購入費や実習機材の更新費用を優先的に配分している。

⑩ **公認会計士の監査意見への適切な対応**: 毎年度、会計監査人(監査法人)から「適正」との監査意見を得ている。指摘事項や改善推奨事項が生じた場合は、経理規程に基づき速やかに改善措置を講じる体制を整えている。

⑪ **寄付金募集・学校債発行の適正性**: 学校債の発行実績はない。寄付金は受配者指定寄付金の受け入れが主であり、特定公益増進法人としての個人からの寄付金獲得の拡大が今後の課題である。

⑫ **入学定員・収容定員充足率の妥当性**: 過去3年間の短期大学の定員充足率の推移は下表のとおりである。18歳人口の減少など厳しい外部環境の変化を見据え、理事会および評議員会は定員充足率の動向を注視し、適正な募集戦略を展開している。

	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
収容定員充足率	86.9%	83.1%	66.0%
入学定員充足率	78.5%	81.5%	81.0%

⑬ **収容定員充足率に相応した財務体質の維持**: 現在の学生収容数から見込まれる納付金収入の規模に合わせ、人件費や管理経費などの固定費およびキャッシュフローを最適化し、柔軟性と弾力性のある財務構造の維持に努めている。

(2) 財的資源の毎年度の管理

① **事業計画と予算の適切な時期での決定**: 法人の中期計画に基づき、短期大学等の各部門から予算要望を集約し、予算編成方針に則って理事会・評議員会が年度開始前(3月中)に次年度予算・事業計画を決定している。

② **関係部門への予算・事業計画の速やかな指示**: 決定された予算および事業計画は、速やかに対象の各部門及び部門内の学科・委員会・事務局へ通知され、予算管理システムへ登録される。

③ **年度予算の適正な執行**: 各部門の予算執行状況は、法人事務局会計課が経理システムを通じて予算超過が起きないように厳格にチェックし、学校法人会計基準に基づき適正に執行されている。予算外の新たな事業や予算と著しく乖離がある決算額の科目について補正予算を編成している。

④ **日常的出納業務の報告体制**: 日常の現金・預金の出納、検収、支払業務は、経理責任者(事務局長等)による確認を経て、定期的に法人事務局会計課から理事長へ報告され、資金繰りの安全を図っている。

⑤ **資産・資金・有価証券の適正記録と安全管理**: 学校法人会計基準および学園経理規程等に基づき、資産台帳や資金出納簿を正確に記録・更新している。資産運用は「資産運用管理規程」に基づき、資金運用委員会が理事会の承認を得て実施している。備品には資産管理シールを貼付し、資産管理台帳を作成するなど、適切な資産管理を行っている。

⑥ **月次試算表の作成と理事長への報告**: 毎月の会計締め処理後、適時に月次試算表を作成し、経理責任者の査収を経て、速やかに法人事務局会計課から理事長へ報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。

- ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
- ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

(1) 短期大学の将来像の明確化

「第二次中期経営計画」では、本学の建学の精神に基づき、地域に根ざした質の高い保育者を養成する短期大学としての将来像を掲げている。

(2) 強み・弱みなどの客観的な環境分析(SWOT 分析等)の実行

短期大学の短大企画本部と自己点検・評価委員会を中心に、学生募集における競合校との比較、就職実績の優位性(強み)、定員充足率の動向や施設・設備の経年変化(弱み・課題)について、客観的なデータを用いた環境分析を実施している。

(3) 経営(改善)計画の策定と推進

①学生募集対策と学納金計画:内外の環境分析に基づき、重点的に広報を行う高校を明確にしたうえで広報活動を展開し、オープンキャンパスの充実を図っている。さらに、短期大学の長期履修制度の拡充を検討することにより、安定的かつ実現可能な学納金収入計画を策定している。

②人事計画:設置基準を満たす教員組織の構築に加え、教員の年齢構成の平準化、および専任教員と事務職員の適正配置に向けた人事計画を策定に努めている。

③施設設備の将来計画:校舎竣工から 5 年が経過し、将来の施設・設備更新の原資となる「減価償却引当特定資産」の充実を図った。今後は、校舎の長寿命化や教育環境の質向上に向けた「中長期施設修繕・設備投資計画」の策定を検討する。

④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画:学生納付金以外の収入を確保するため、各種補助金(私学助成等)の確実な受給に加え、付随事業・収益事業の展開を強化している。また、遊休固定資産を精査し、その処分計画を検討している。

(4) 定員管理と経費(人件費、施設設備費)のバランス確保

短期大学の収容定員の実態に合わせ、教職員人件費および施設維持費の構成割合を定期的に見直している。適正な収支バランスを確保し、適切な予算管理に努めている。

(5) 経営情報の公開と学内での危機意識の共有

財務状況、日本私立学校振興・共済事業団の各種指標、定員充足状況について、ホームページで情報公開を行う他、経営会議や FD・SD 研修を通じて定期的に情報を開示している。なお、令和 7(2025)年 11 月には同事業団による学内研修を実施し、理事会・評議員会や FD・SD 研修を通じてさらなる情報共有を図った。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」は、正常状態に区分され、財政上の大きな課題はない。然しながら、18 歳人口の激減期を迎え、入学定員充足率の安定的な維持が最大の課題であり、学生募集活動のさらなる強化ととも

に、学納金依存からの脱却に向けた外部資金の獲得チャネル拡充が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

令和 7(2025)年 4 月施行の改正私学法に基づき、監事による財務・業務監査、および「会計監査人(監査法人)」による法定監査の二重のチェック体制が機能しており、財務の透明性と法令遵守姿勢(コンプライアンス)が維持されている。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕

＜根拠資料＞

提出資料

理事会議事録[令和 5(2023)年度][令和 6(2024)年度][令和 7(2025)年度]
評議員会議事録[令和 5(2023)年度][令和 6(2024)年度][令和 7(2025)年度]

備付資料-規程集

学校法人明泉学園寄附行為(令和 7 年 2 月 17 日施行)(改正前寄附行為)
学校法人明泉学園寄附行為(令和7年4月1日施行)(改正後寄附行為)

備付資料

学校法人実態調査票(令和 5～7 年度)
学校法人明泉学園 第一次中期事業計画
学校法人明泉学園 第二次中期事業計画

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
- (2)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

(1)理事長の資質・建学の精神の理解

理事長には、法人の建学の精神・教育理念および教育目的・目標を深く理解し、法人の永続的な発展と教育の質向上に寄与できる高い見識と資質を備えた者が就任している。

(2)学校法人の代表・業務の総理・リーダーシップの発揮

理事長は、改正私立学校法及び寄附行為に基づき学校法人を代表し、その経営・運營業務を総理している。教学の責任者である学長との適切な合意形成のもと、学校法人全体の最高経営責任者として適切にリーダーシップを発揮している。

〔区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
- (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- (4) 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

(1) 理事会の招集、業務決定、職務執行の監督

理事会は、2025(令和7)年4月1日施行の改正私立学校法に対応して改定した「寄附行為」に基づき、定時および臨時の理事会を適切に招集している。法令に従い、法人の重要な業務執行を決定するとともに、各理事の職務執行状況を適切に監督している。

(2) 認証評価に対する役割と責任の全う

理事会は、認証評価の受審が短期大学の社会的信頼と質保証に不可欠であることを認識している。自己点検・評価報告書の確認や評価結果に対する改善計画の承認など、組織としての役割を果たし、経営上の最終責任を負っている。

(3) 短期大学発展のための学内外の必要な情報の収集

理事会は、文部科学省の高等教育政策、日本私立学校振興・共済事業団の経営指標、地域ニーズなど、短期大学運営に不可欠な学内外の情報・動向を収集・分析し、多角的な視点から経営判断を行っている。

(4) 短期大学運営に関する法的な責任の認識

全ての理事は、改正私立学校法の下で課される「善良な管理者の注意義務(善管注意義務)」および忠実義務、さらに法令・寄附行為違反に対する損害賠償責任等のリーガルリスクを明確に認識し、議事・採決に臨んでいる。

(5) 運営に必要な諸規程の体系的整備

改正私立学校法の施行に合わせ、寄附行為の改定だけでなく、以下の諸規則を体系的に整備・見直し、学内規程に反映させている。

- ・ 内部統制システム整備の基本方針
- ・ 理事会運営規則
- ・ 評議員会運営規則
- ・ 理事選任機関運営規程
- ・ 評議員選任委員会運営規程
- ・ 監事監査等職務規則
- ・ 理事の職務及び決裁権限規程
- ・ 内部監査規程
- ・ リスク管理基本規程
- ・ コンプライアンス推進規程
- ・ 公益通報規程 など

〔区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。
- (2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

＜区分 基準Ⅳ-A-3 の現状＞

(1) 理事の適切な選任(理事選任機関の設置)

現在の理事は、改正私立学校法の施行前の寄附行為に基づき選任されている。同法の施行後初となる役員等(理事・監事・評議員)の選任は、令和8(2026)年11月に予定している。今後の理事の選任に際し改正私立学校法および寄附行為に基づき「理事選任機関」を適切に組織し、同機関での決議・選考を経て、偏りのない客観的な構成となるよう選任を行う。

(2) 理事選任時における評議員会への事前意見聴取

前述の通り、令和8(2026)年11月に改正私立学校法施行後初の理事選任を予定しているため、

現時点で新法に基づく理事選任の実績はない。ただし、2026(令和 8)年 11 月の理事選任においては、法令および寄附行為に基づき、理事選任機関が理事を選任するプロセスにおいて、あらかじめ評議員会へ諮問し、その意見を十分に聴取・尊重した上で選任決定を行う手続きを定めている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

改正私立学校法の全面施行に伴い、理事会と権限が強化された評議員会との適切な関係(牽制とガバナンスの調和)を構築することが求められている。意思決定の遅延を招くことなく、透明かつ迅速な経営ガバナンス体制を定着させることが課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>

改正私立学校法の趣旨を踏まえて作成された日本私立短期大学協会「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード【第 2 版】」に準拠する「学校法人明泉学園・フェリシアこども短期大学ガバナンス・コード(第 2 版)」を令和 8(2026)年 3 月に制定、同年 4 月から施行した。制定に際しては、本コードが役員等のみならず、法人に所属する全教職員の行動基準であることを確認している。

[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]

<根拠資料>

提出資料

なし

備付資料-規程集

なし

備付資料

教員授業実施心得10章

各委員会議事録[令和 6(2024)年度]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。

①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、

その規程を有している。

- ④教授会の議事録を整備している。
- ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学則および関連規程に基づき、学長のリーダーシップのもとで適切な教学運営および組織管理を行う体制を構築している。

(1)学長のリーダーシップと権限・責任 学長は教学運営の最高責任者として校務をつかさどり、所属職員を統督している。学長の選任にあたっては「学長選考規程」に基づき、人格・学識・大学運営への識見を備えた人物が適正に選出されている。学長は建学の精神に基づく教育研究の推進に努めるとともに、学生の懲戒処分等に関する手続きを「学生懲戒規程」等により明確に定めている。最終的な意思決定にあたっては、教授会の意見を適切に参酌した上で、最高責任者としての権限と責任において判断を行っている。

(2)教授会の適切な運営と連携 教授会は「教授会規程」等に基づき定期的に行われ、適切に運営されている。学長は、教授会が審議・意見具申を行うべき事項をあらかじめ周知しており、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与、および教育研究に関する重要事項については、必ず教授会の意見を聴取した上で決定している。教授会の議事録は毎回遅滞なく作成・整備されており、議論のプロセスを明確に記録している。また、教授会等の場を通じて、全教員が学習成果や「三つの方針(ディプロマ・ポリシー等)」に対する共通認識を深めている。さらに、教学運営を円滑に補佐するため、教授会等の下に各種委員会を規程に基づいて設置し、組織的な運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

特になし

<テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

なし

備付資料-規程集

なし

備付資料

学校法人明泉学園寄附行為(令和7年2月17日施行)(改正前寄附行為)

学校法人明泉学園寄附行為(令和7年4月1日施行)(改正後寄附行為)

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。

- (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (4) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出している

<区分 基準IV-C-1 の現状>

(1) 監事の選任手続き(評議員会決議)

現在の監事は、改正私立学校法の施行前の寄附行為に基づき選任されている。前述の通り、令和8(2026)年11月に改正私立学校法施行後初の役員等(理事・監事・評議員)の選任を予定しているため、現時点で新法に基づく監事選任の実績はない。なお、今後の選任に際しては、法令および寄附行為に基づき、評議員会の厳正な決議を経て行う。

(2) 業務・財産状況および理事の職務執行の監査の実行

令和7(2025)年4月に施行された改正私立学校法に基づき、監事は、法人の毎年度の事業実施状況、財務・会計処理の適正性、および理事会の決定に基づく理事の職務執行状況について、「学校法人明泉学園監事監査等職務規則」に則り、ヒアリングや書類確認を伴う実効性の高い監査を実施している。

(3) 理事会および評議員会への出席と意見陳述

監事は、開催されるすべての理事会および評議員会に原則として出席している。監査の視点から法人の経営・教学運営に対して必要な発言および意見陳述を行い、牽制機能を果たしている。

(4) 監査報告の作成と法定期間内の提出義務の履行

毎会計年度終了後、会計監査人の報告を踏まえた客観的な「監査報告書」を作成し、法令の定める期間内(会計年度終了後3か月以内)に理事会および評議員会へ提出し、報告を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
- (2) 評議員会は、適切に運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

(1) 評議員会の組織構成(理事数超の原則)

現在の評議員は、令和7(2025)年の改正私立学校法施行に伴う理事と評議員の兼職禁止規定に基づき選任されている。評議員会は、寄附行為の規定に基づき、法人職員、卒業生、学識経験者など多様な背景を持つ評議員で構成されている。評議員の総数は、法令通り「理事の定数を超える数」を厳格に維持している。なお、令和8(2026)年11月には、寄附行為に定める評議員選考委員会を決定機関とする評議員の改選を予定している。

(2) 評議員会の適切な運営(決定・決議機関化への対応)

改正私立学校法の施行に伴い、評議員会は従来の諮問機関から、法人の重要事項(寄附行為変更、役員選任・解任、合併等)を決定・議決する監督・決議機関へと改編された。これに基づき、招集手続きの厳格化、特別利害関係人の排除、議事録の正確な作成など、新法に準拠した適正な議事運営を行っている。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
- (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

(1) 会計監査人の選任手続き(評議員会決議)

法定の会計監査人(監査法人)は、改正私立学校法および寄附行為の定めに則り、監事の同意等の法定手続きを経た上で、評議員会の決議によって適切に選任されている。

(2) 計算書類・附属明細書・財産目録等の外部監査の実行と報告

会計監査人は、法人の毎年度の計算書類、附属明細書、財産目録等について、学校法人会計基準に準拠した厳格な外部監査を実施している。監査終了後は「会計監査報告」を作成し、監事および理事会へ遅滞なく提出している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

改正私立学校法により監事、会計監査人、評議員会の権限と法的責任が大幅に強化された。これを受け、適切な情報開示を遂行するとともに、各機関の信頼関係に基づく円滑な意思決定ルートを定着させることが課題である。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

監事・会計監査人・学内の内部監査担当者が定期的に情報交換や課題の共有を行う「三者監査連携」の枠組みを構築しており、法人の内部統制レベルの向上に寄与している。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公開]

＜根拠資料＞

提出資料

Web サイト「情報公開」 <https://www.felicia.ac.jp/introduction/public.html>

備付資料-規程集

なし

備付資料

なし

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
- (2) 自主的な行動規範であるガバナンス・コードを定め、公表している。

＜区分 基準Ⅳ-D-1 の現状＞

(1) 法令等に基づく教育情報・財務情報の公表・公開

学校教育法施行規則および改正私立学校法に基づき、短期大学の教育目的、教員組織、入学者数、進路実績などの「教育情報」、および事業報告書、計算書類、財産目録、監査報告書などの「財務情報」を、ホームページ上の「情報公開」(提出)において、社会一般に向けて積極的かつ速やかに公表・公開している。

(2) 自主的な行動規範「ガバナンス・コード」の定めと公表

加盟する日本私立短期大学協会が策定した「私立大学・短期大学版ガバナンス・コード【第 2 版】」に準拠する「学校法人明泉学園・フェリシアこども短期大学ガバナンス・コード(第 2 版)」を令

和 8(2026)年 3 月に制定した。本コードは同年 4 月から施行し、ホームページ上で公表している。また、毎年度その遵守状況を自己点検し、結果を公開することで運営の透明性を担保している。

＜区分 基準Ⅳ-D 情報公表の課題＞

単なる文字や PDF データの網羅的な掲載にとどまらず、受験生、保護者、地域住民、企業などの多様な閲覧者が直感的に理解しやすいよう、グラフや図表を用いた視覚的な工夫を進めることが課題である。

＜区分 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項＞

過去の自主的・自律的に実施した自己点検・評価報告書および認証評価の結果についても、ホームページ上に公開しており、社会に対する説明責任と教育の質保証における透明性を高く維持している。

＜基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし